



Title	朱鞠内湖における希少魚の持続的利用と地域振興：ステークホルダー間の協働に着目して
Author(s)	川野輪, 真衣
Citation	北海道大学. 学士
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/76874
Type	theses (bachelor)
File Information	2019mkawanowa.pdf



[Instructions for use](#)

令和元年度卒業論文

朱鞠内湖における希少魚の持続的利用と地域振興
—ステークホルダー間の協働に着目して—

人文科学科 人間システム科学コース

指導教員 宮内 泰介

学生番号 01160009

氏名 川野輪 真衣

目次

1 はじめに	3
1-1 研究の背景と目的	3
1-2 研究の方法	4
1-3 調査地の概要	5
1-4 希少魚イトウの生態と保護活動	8
2 朱鞠内湖における釣りを取り巻く状況の歴史と現状	10
2-1 朱鞠内湖と釣り場管理の歴史	10
2-1-1 朱鞠内湖淡水漁業協同組合の発足と歩み	10
2-1-2 夏の朱鞠内湖における釣り場管理に向けた努力	12
2-2 朱鞠内湖とイトウ	16
2-2-1 イトウを守る漁業権と遊漁規則	16
2-2-2 朱鞠内湖における現在のイトウの生息状況	17
2-3 朱鞠内湖におけるイトウを対象とした釣りが地域にもたらす経済効果	17
3 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターを軸としたイトウの持続的利用のための仕組みづくり	19
3-1 朱鞠内湖におけるイトウの持続的利用を目指した活動に関わる団体や人々の概要	19
3-2 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの概要と取り組み（中野信之さん）	19
3-3 ワールドセンターと密接に関わる朱鞠内湖淡水漁業協同組合	28
3-4 観光資源保護調査を担当する秋葉健司さん	30
3-5 行政の立場から協力する新江和夫さん	33
3-6 観光協会の立場から支援する古屋大輔さん	36
3-7 朱鞠内湖観光推進協議会の存在	37
4 朱鞠内湖における希少魚イトウの持続的利用を目指した活動の成功要因と残された課題	42
4-1 成功要因	42

4-1-1 明確な役割分担	42
4-1-2 漁業権の保有と活用	43
4-1-3 朱鞠内湖とイトウに対する「ブランド意識」の共有	44
4-1-4 中野さんの地域全体を考える姿勢	45
4-2 今後の課題	46
4-2-1 人材育成の不足	46
4-2-2 漁業法との考え方の違い	48
4-2-3 イトウを釣ることによって生じる負荷	50
4-2-4 税収が減る中での補助金の利用	53
4-3 希少魚の利用と保全の両立のあり方について	55
5 結論	59
謝辞	61
参考文献・資料	62

1 はじめに

1-1 研究の背景と目的

地域振興の手法として、レジャー¹としての釣りの活用の可能性が注目されている。この場合の釣りは、漁業を職業としていない人が、営利に関係なく釣りを楽しむことを指す。

平成 28 年社会生活基本調査によれば、日本における釣り人口（過去 1 年間の間に余暇に釣りをした人数）は、981 万 4000 人とされる。これは、ゴルフ人口（890 万人）よりも多い。中村（2015）は、2007 年から 2011 年において釣りの年間総支出額の平均が 4,512 億円であることを示し、レジャーとしての釣りについて『「心身ともに豊かな生活をおくるのに欠くことのできない要素」²であるだけでなく、大きな市場であり、経済的に無視できない存在であるといえる』と述べている。

また、適切に管理された釣りは、水圏生態系の社会的・経済的価値を高め、同時に地域振興に寄与することが期待されている（芳山ほか，2018）。この時、保全対象とされる希少魚が釣りの対象となる場合がある³。

希少魚を観光資源として利用しながら保全する活動が展開されているのが、北海道鹿追町の然別湖だ。然別湖にはミヤベイワナが固有に生活しており、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ種に指定されている。鹿追町は然別湖の漁業権（第 2 種区画漁業権）を保有し、遊漁解禁の運營業務は町内の特定非営利活動法人北海道ツーリズム協会が鹿追町から委託を受けて実施している。

然別湖と流入河川は、1968 年に北海道教育委員会によって「然別湖北部水域および流入河川のオショロコマ生息地」として天然記念物に指定され、全ての動植物の採捕が禁止となった。しかし、これによってミヤベイワナの知名度が上がったことなどが原因で、然別湖の天然記念物に指定されていない水域に釣り客が押し寄せ、かえってミヤベイワナの減少を招いた過去がある。この失敗を踏まえて天然記念物に指定されていない区域の漁業権を取得し、行政と地元の人材で構成される民間団体が協働して、適切なルール（遊漁規則）と管理のもとでミヤベイワナを釣り資源として利用する仕組みが作られた。この釣り環境の管理は、ミヤベイワナの保全策としての役割を果たしている。同時に、ミヤベイワナを求めて釣り客が訪れることで、地域経済での消費や雇用を生み、地域振興が達成されている⁴。

同じように、希少魚の観光資源としての利用と保全を両立し、地域振興を目指した活動が展開されているのが、北海道幌加内町の朱鞠内湖^{ほろかないちよう しゅまりないこ}だ。希少魚であるイトウが生息し、朱鞠内

¹ 余暇または自由時間のことであり、遊ぶ、学ぶ、知る、付き合う等がそれにあたる。

² 第 4 次国民生活審議会答申：

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc04/toushin/spc04-toushin-contents.html>，消費者庁，2013 年 11 月 1 日

³ 芳山ほか（2018）が、Granek ほか（2008）と Cooke ほか（2016）を参照し述べている。

⁴ 然別湖の事例についての記述は、芳山（2019）を参考にした。

湖淡水漁業協同組合が、保有する漁業権（第5種共同漁業権）に基づいて湖の管理を行っている。漁業権に基づいてイトウが管理されている日本で唯一の水域である。朱鞠内湖のイトウの人気は非常に高く、イトウ以外にもサクラマスやアメマスなどが生息しているが、5月から12月の解禁期間中はほぼ全ての釣り客がイトウを釣獲目的魚種としていることがわかっている（芳山, 2016a）。芳山ほか（2018）は「イトウ個体群をあえて遊漁⁵資源として活用することで保全しようとする朱鞠内湖の取り組みは、他に例をみない独特な事例である」と評価した。

本研究では、朱鞠内湖における希少魚イトウの観光資源としての利用と保全を両立させ、釣り人を呼ぶことで地域を盛り上げることを目指した活動に着目し、活動が始まった経緯や歴史、誰がどのように関わって活動を展開しているのかを明らかにする。また、活動の成功要因と今後の課題について分析し、希少魚の持続的利用と保全の両立のあり方について考察する。

1-2 研究の方法

本研究では、文献調査と聞き取り調査を行った。

文献調査では、朱鞠内湖の釣り環境を取り巻く歴史やその変遷について明らかにした。

聞き取り調査では、主に朱鞠内湖におけるイトウの観光資源としての利用と保全の両立を目指した活動に関わる方々がどのように活動に携わっているかを明らかにした。2019年の6月から12月にかけて、表1で示した方々に対して行った。また、2019年8月28日に朱鞠内湖観光推進協議会のワークショップに参加した。

⁵ 漁業を職業としていない人が、営利に関係なく釣りを楽しむこと。

表1 調査協力者一覧

機関・団体名	氏名	プロフィール	調査実施日
NPO 法人 シュマリナイ 湖ワールドセ ンター 朱鞠内湖淡水 漁協	なかの のぶゆき 中野 信之 さん	ワールドセンターの代表と漁協の理事を務める。1997年に朱鞠内湖移住。大阪出身の45歳。北海道内水面漁場管理委員 ⁶ も務める。	2019年6月20日 2019年8月7日 2019年10月21日～ 10月22日 2019年12月3日
イトウ生態保 全研究ネット ワーク	あきば けんじ 秋葉 健司 さん	イトウ生態保全研究ネットワー ク代表。環境調査技術者。 フリーランスで道内のイトウ の生態調査を行っている。 東京都出身。	2019年8月9日
幌加内町役場	あらえ かずお 新江 和夫 さん	地域振興室の室長を務め、町 のふるさと納税などに携わ る。 幌加内町出身。	2019年9月17日
幌加内町役場	ほそかわ まさひろ 細川 雅弘 さん	2015年4月から、幌加内町長 を務める。 幌加内町出身。	2019年9月17日
幌加内町観光 協会	こや だいすけ 古屋 大輔 さん	観光協会の事務局を務める。 朱鞠内湖観光推進協議会の事 務局も兼任。 幌加内町出身。	2019年9月18日

(筆者作成)

1-3 調査地の概要

本研究の舞台は、北海道雨竜郡幌加内町朱鞠内に位置する朱鞠内湖である。

幌加内町は上川管内西部に位置し、札幌市から約149キロ離れている。周囲を山に囲まれた寒冷地であり、1978年には町北部の母子里で日本一の最低気温である-41.2度を記録した。母子里、朱鞠内、添牛内、政和、幌加内の5つの市街地が形成されている。「そば畑の面積日本一」、「日本最大の人造湖（朱鞠内湖）」、「日本最寒記録」を保有し、「日本一が3つあるまち」としてPRを行っている⁷。

人口は2018年3月31日時点で1,518人である。1955年頃までは人口が緩やかに増加し

⁶ 内水面漁場管理委員会は、漁業法で「当該都道府県の区域内に存ずる内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する」（第130条第3項）と規定されている。

⁷ 幌加内町HP 日本一が3つある町《<http://www.town.horokanai.hokkaido.jp/archives/1541>》を参考

続け、12,000人以上が住んでいたが、以降急速な減少方向に転じた⁸。林業や農業の衰退が原因である。近年社会動態（転出・転入状況）がプラスの状況も見られ始めたが、依然として人口減少が進んでいる。

朱鞠内湖は、幌加内町の北部に位置し、町の中心部である幌加内地区から約40キロ離れた場所にある⁹。1943年の雨竜ダム建設に伴ってできた人造湖であり、その面積は2,373ヘクタールと非常に大きい。周辺一帯は北海道大学の演習林（雨龍研究林）であるが、当時雨竜ダムの建設を請け負っていた雨竜電力株式会社が、現在の朱鞠内湖にあたる区域の土地を北海道大学から買い取った。ダムと湖は完成後に日本発送電株式会社に引き継がれ、現在は1951年の電気事業再編に伴って同社が合併した北海道電力株式会社の所有である（幌加内町編,2008）。人造湖でありながら周囲を深い原生林に囲まれ、大小13の島々が浮かぶ。静かで幻想的な雰囲気が漂う湖である。1974年には道立自然公園に指定された¹⁰。豊かな自然を求め、夏には釣り人やキャンパーたちが集い、湖が凍る冬にはワカサギ釣りで賑わう。

2018年に朱鞠内湖を訪れた釣り客は13,736人であった¹¹。日本では北海道のごく一部にしか生息しない幻の魚「イトウ」が生息し、その釣り環境が整備されていることから、道内のみでなく道外からも釣り人がやってくる場所である。

⁸ 幌加内町人口ビジョンより。

⁹ 幌加内町役場を中心部と捉えた場合の距離。車で約40分かかる。

¹⁰ 国立、国定公園に次ぐ自然の風景地で、北海道を代表するもの。北海道が指定し、自ら管理を行う。

北海道の自然公園と自然環境保全地域

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/natureparks.htm>（2019/12/16 閲覧）

¹¹ 朱鞠内湖淡水漁業協同組合の資料より。

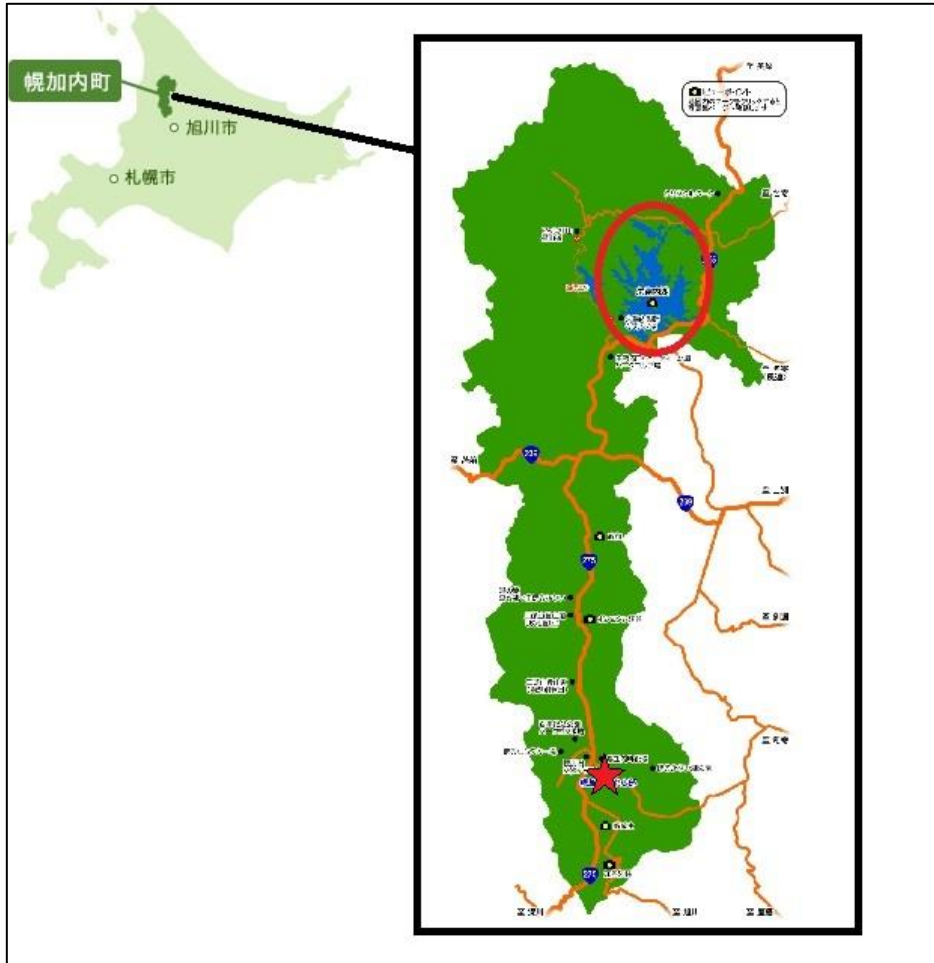


図1 幌加内町と朱鞠内湖の位置

(出典：幌加内町ウェブサイト、幌加内町観光協会ウェブサイト)

丸で囲んだ場所が朱鞠内湖、星の位置が町の中心部である。

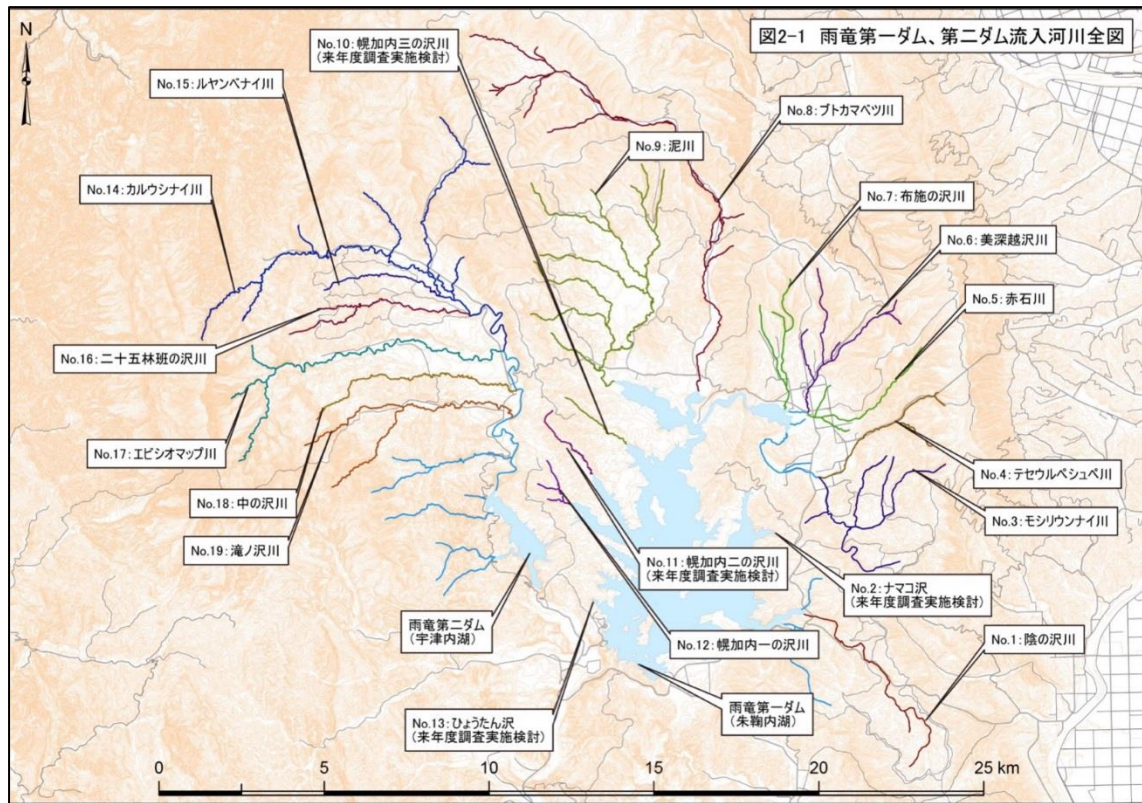


図2 朱鞠内湖と宇津内湖の流入河川

(出典：平成30年度朱鞠内湖観光資源保護調査報告書)

朱鞠内湖と隣接する宇津内湖（雨竜第2ダムによって生まれた人造湖で、同湖の水は連絡水路によって朱鞠内湖に注いでいる）に、合計で22河川が流入している。

1-4 希少魚イトウの生態と保護活動

イトウはサケ科イトウ属に分類されている、日本最大級の淡水魚である。体長は70センチメートルから100センチメートルを超えるくらいまで成長し、10年から15年ほど生きる。稚魚期は主に水生昆虫を捕食するが、大きくなると魚食性となり、魚類に加えてカエル、ヘビ、ネズミや鳥類の雛まで食べるという。その大きさや希少性から「幻の魚」と呼ばれ、釣り人たちから人気を集めている。河川で産卵し、海に遡上するとされている（朱鞠内湖のイトウは通常湖に生息し、流入河川に産卵遡上する）。産卵は1度だけでなく、生涯何度も産卵する。

現在、国内では北海道の一部河川や湖沼のみに生息する。かつては東北地方にも生息したが、絶滅した¹²。イトウは環境変化に敏感で、河川の改修による生息環境の破壊や乱獲によ

¹² 井田，奥山（2017）より。

ってその生息数や分布域の減少は続いており¹³、北海道においても絶滅の恐れがある絶滅危惧 IB (En) 類に指定されている¹⁴。

このようにイトウは保全されるべき希少魚であるが、道内では鮭の稚魚を食べる害魚として漁業関係者から嫌われているという事実もあり、かつては漁業者が申請してイトウを駆除するということが行われていたという¹⁵。

しかし、北海道の一部では、イトウを守るための取り組みが行われている。2002 年に、イトウの保護活動を行う 5 つの団体（朱鞠内湖淡水漁業協同組合、尻別川の未来を考えるオビラメの会、ソラプチ・イトウの会、斜里川を考える会、猿払イトウの会）によって、イトウ保護連絡協議会が設立され、現在は 10 の団体が参加している。所属するそれぞれの団体がイトウの保護に向けた活動を行い、年に 1 度ほど報告会を開催して活動について共有している。

北海道（環境生活部環境局生物多様性保全課）は、希少野生動植物指定候補種検討委員会魚類検討部会において、専門家の意見を聞きながら保護対策について検討している。検討する中で、北海道民にイトウの生態や増加に重要な産卵について知ってもらうことを目的とした「希少魚イトウ保護のために」というリーフレットの作成を行った。リーフレットでは、イトウを絶滅させないために、キャッチアンドリリースをすることや、産卵期にあたる 3 月から 5 月は、河川の中上流や産卵場所での釣りを控えるよう呼びかけている。

上記の対応に加えて、朱鞠内湖における漁業権を用いての管理や、南富良野町における「南富良野町イトウ保護管理条例」¹⁶ の制定など、各地で様々なイトウの保護活動が展開されているが、現時点ではイトウを保護する法律はほぼ皆無に等しい。このような背景もあり、平成 30 年朱鞠内湖観光資源保護報告書によれば、イトウは「希少種でありながら、遊漁対象種であるという特殊な状況」に置かれた魚である。

¹³ 平成 30 年度朱鞠内湖観光資源保護調査報告書より。

¹⁴ 北海道レッドリスト【魚類編（淡水・汽水）】改訂版（2018 年）
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/rdb/list2018_gyorui.htm（2019/12/16 閲覧）

¹⁵ 2019 年 8 月 9 日 秋葉健司さん聞き取りより。なおイトウが鮭の稚魚を食べる、という科学的根拠はない。

¹⁶ かなやま湖に生息するイトウを守るため、町が 2009 年に制定した条例。法的効力はないものの、イトウの保護区や保護期間を設定し、釣りの自粛をお願いしている。
南富良野町イトウ保護管理条例 <https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/itou-protection/>
（2019/12/16 閲覧）

2 朱鞠内湖における釣りを取り巻く状況の歴史と現状

2-1 朱鞠内湖と釣り場管理の歴史

2-1-1 朱鞠内湖淡水漁業協同組合の発足と歩み¹⁷

朱鞠内湖には年間1万人以上の釣り人が訪れる。釣り場の整備や管理を行っているのは、NPO法人シュマリナイ湖ワールドセンター¹⁸と朱鞠内湖淡水漁業協同組合である。

朱鞠内湖淡水漁業協同組合は、内水面における第5種共同漁業権制度に基づき、湖の管理を行っている。第5種漁業権は非常に公共的な性格であり、免許のためにはその内水面が水産動植物の増殖に適した環境条件であることと、免許を受けた者が必ず増殖をすることの2つが必要である。増殖が不十分だと判断された場合、知事が増殖計画を示して従うように命じ、従わない場合は漁業権を取り消される。この漁業権の権利者である漁協は、「遊漁規則」を定めて知事の認可を受けることにより、漁場で行われる一般国民の釣りを制限することができる。また、釣り場の管理と増殖の費用に充てるための遊漁料を徴収することができる。漁協は、国や地方自治体の代わりとなって内水面の管理・増殖を行う立場ということになる。つまり朱鞠内湖淡水漁業協同組合は、国や幌加内町の代わりとなって朱鞠内湖を管理し、湖の資源を絶やさないための活動を行う団体である。

朱鞠内湖淡水漁業協同組合の歴史は長い。1-3でも述べたが、朱鞠内湖は1943年に完成した雨竜ダムによって誕生した人造湖である。朱鞠内湖の誕生により、海と接していない山村である幌加内町で本格的に水産業が展開され始めた。

湖が出現してすぐの1943年に、当時のダム所有者であった日本発送電株式会社が水産孵化場の指導のもと塘路湖産ワカサギ6000万粒を放流し、翌年には網走湖産のワカサギ1400万粒と、コイ10万尾を放流した。以降、朱鞠内湖では複数回に渡って魚の放流が行われている¹⁹。放流した魚を利用して、農林業者の副業を確立することを目指し、1948年に母子里地区で朱鞠内湖養殖組合（朱鞠内湖淡水業協同組合の前身）が誕生した。漁獲した魚の一部を日本発送電株式会社に提供するという条件で、朱鞠内湖の使用許可を得ている。当時は戦後の混乱期であったため、提供された魚は日本発送電株式会社の社員のたんぱく源として重宝された。

1951年、日本発送電株式会社から北海道電力株式会社に朱鞠内湖の所有権が引き継がれた。その際、朱鞠内湖養殖組合の使用許可を湖の2分の1に制限しようとしたが、同組合の粘り強い交渉の末、湖水全面の漁業権を獲得することができた。この出来事をきっかけに、

¹⁷ 2-1-1の記述は、「新幌加内町史」を参考にした

¹⁸ 朱鞠内湖におけるイトウの持続的利用を目指した活動の中心を担う団体。3章で詳しく説明する。

¹⁹ 放流についての詳しい情報は、表2を参照。

1954年に組織力強化を目指して朱鞠内湖淡水漁業協同組合を設立することとなり、同年5月に組合が認定許可された。また、9月には北海道電力との間で漁業権設定の協定書も交わされ、北海道知事から漁業権免許状が交付された。

こうして朱鞠内湖淡水漁業協同組合が誕生したが、組合設立から20年程は遊漁など個人での資源利用が多く、収入のほとんどは賦課金²⁰と補助金により、組合としての活動はそれほどなかったという。しかし、それまで母子里地区の住民だけで構成されていた漁協に、昭和40年代（1965年から1974年）に朱鞠内地区の住民が、50年代（1975年から1984年）に幌加内、添牛内地区の住民が加わったことによって組織が強化された。

その後、ワカサギの放流事業などが軌道に乗り、朱鞠内湖に訪れる釣り人が増加傾向であったことから、漁協は1973年の漁業権切り替えに伴って遊漁規則²¹を制定することにした。養殖事業の拡大を目指して、釣り客にも経費の一部を負担してもらうため、遊漁料を1日200円徴収することを定めた。

しかし冬季に凍った湖面に大きな穴を開け、ワカサギを乱獲する釣り人が目立ち始め、資源の確保や安全面などから問題となる。これにより、1983年の漁業権切り替えの際にさらに遊漁規則を改正し、冬の禁漁区を拡大した。密猟の監視強化などが釣り人からの反発を招き、漁協の内部でも冬の禁漁への不満から1986年に11人が脱退するなど、もはや禁漁の徹底は困難となった。漁協による釣り人の管理はまともに行われず、冬季は除雪の邪魔になるほどワカサギを釣りに来た密猟者の車が並んでいたという²²。

転機となったのは1991年に冬季のワカサギの穴釣りが解禁されたことである。1998年から2003年まで朱鞠内湖淡水漁協の組合長を務めたAさんが、「漁協が冬のワカサギ釣りの管理をしっかりとすべきだ」と提案したそうだが²³。漁協の組合員や町の議員に反対されたが、冬に幌加内町の外に出稼ぎへ行っていた農家の雇用先にもなるとして、管理体制を整えついに解禁した。遊漁料の徴収や安全を守る巡視などを行った結果、解禁初年度は3,185人、1993年には5,000人を突破するなど、冬の朱鞠内湖は人気スポットとなった。

冬のワカサギ釣りの管理が行われるようになった一方で、夏場の朱鞠内湖はろくに管理が行われず、無法地帯であった。希少魚であるイトウに関しては、1961年に当時の漁協監事が「イトウが朱鞠内湖でも絶滅危惧種として漁も釣りもだめとされかねない」と数が減っていることに対する危機感を持っていた。しかし、漁協の組合員も含め自由に制限なくイトウを釣って持って帰っており、遊漁料を払わない密猟者で溢れていた。1993年にイトウの数を増やそうと増殖事業に着手するも、稚魚をうまく育てることができず、なかなか成果

²⁰ 漁業権の管理に要する経費に充てるために、組合員から徴収するお金のこと。

²¹ 規則によれば、漁具はコイやフナが竿釣りでは1人3本以内、ワカサギはたも網のみ（穴釣り禁止）、コイやフナは全長5センチメートル以下の採捕獲は禁止であった。また、湖の一部を5月1日から7月10日まで禁漁とした。

²² 2019年6月20日、中野信之さんへの聞き取りより。

²³ 同上。

に結びつかなかった²⁴。

この状況を変えたのが、現在 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの代表を務める中野信之さんである。大阪出身で、1997 年に朱鞠内に移り住んだ。もともと釣りが好きだったこともあり、朱鞠内湖のイトウに魅せられ、好き放題に乱獲されているイトウを守ることを決意した。1998 年には遊漁者管理棟が完成し、中野信之さんが初の漁協職員に就任するなど、夏の釣り場管理が本格的に行われるようになっていく。

2-1-2 夏の朱鞠内湖における釣り場管理に向けた努力

朱鞠内湖には古くから漁協があったのにも関わらず、1991 年に冬のワカサギ釣りが解禁となるまで、遊漁における管理があまりされていなかった。イトウなどが釣れる夏に関しては中野さんが大阪から朱鞠内に移住してきた 1997 年当時、全く管理が行われていなかったという。当時の状況を振り返って、中野さんは以下のように話した。

もともとこの湖は閉鎖的で、組合員のものだった。移住して来た時にいろんな釣り業界の人から朱鞠内って結構閉鎖的なんだよな、と（言われた）。理由を聞くと、行っても禁止期間とかに地元の人が釣りしてる。で一般の人が入ろうとすると、あんたらは（組合員じゃないから）ダメなんだよと言われちゃう。（中略）組合員で、その権利を変に主張する人が多かった。²⁵

夏は全く管理がなくて。遊漁券販売所って魚を釣るための券があって、それがキャンプ場とかボート屋さんに置いてあったけど、わざわざ購入しに行く人はいない。ちゃんと監視する人もいない。監視する人が来たら遊漁料を払わないといけないんだけど、みんな文句言う。「あ？お前ら放流もしてないだろ（イトウを増やす努力をしてないだろう）」って。だからみんなびびっちゃって、（遊漁料徴収など釣り場の管理を）委託しているところは（遊漁料を）取らない。ボート屋さんも自分のボート代はもらうけど、遊漁料はもらわない。夏はそれでいいだろうと。お金をとろうとしても「お前らろくに管理してないだろう」と言われるし。²⁶

このように遊漁規則は存在し、禁漁期間や遊漁料の支払いが定められていたものの、ほとんど守られることがなかった。それどころか、地元に住む漁協の組合員が好き勝手に釣りを行っているような状況だったという。

²⁴ はじめて 3000 匹以上の大量放流に成功したのは、2002 年のことである。

²⁵ 2019 年 6 月 20 日、中野信之さんへの聞き取りより。（）内は筆者の補足。

²⁶ 2019 年 10 月 21 日、中野信之さんへの聞き取りより。（）内は筆者の補足。

また、当然釣ったイトウは自由に持ち帰られていた。朱鞠内では古くからたんぱく源としてイトウを食べる文化があった。1998年10月23日の北海道新聞の「朱鞠内湖の定置網に幻の魚イトウ」という記事に、「湖畔のレストハウスではイトウの刺し身が名物料理となっている」という記述があることから、当たり前には食べられていたことがわかる。ほかにも、少数いた地元の漁師が定置網をかけて獲ったイトウを小遣い稼ぎのために売り、鮮度が落ちた個体はニワトリの餌や肥料となるなど、希少魚とは思えないほどぞんざいに扱われていたという。

中野さんは上記のような状況を変えてイトウを守るために、自分が夏の釣り場管理をすることを申し出た。この時、1998年から2003年まで朱鞠内湖淡水漁協の組合長を務め、ワカサギ釣りの管理を推進したAさんが、「そんなに魚釣りが好きならここに住めよ」「イトウの管理をやってみろ」と背中を押してくれたという。

しかし、漁協の理事会で「今まで無法地帯だったのにお金を取れるわけがない」と大反対を受けた。また、それまで自由に朱鞠内湖で釣りをしていた地元住民からも「あんまりうるさく言うなよ」「お客さん減るぞ」などと言われることもあった。

そのような批判に負けず、中野さんは夏の釣り場管理に着手した。最初は農家の手伝いの仕事を掛け持ちしながら漁協のアルバイトとして、自分の足で朱鞠内湖を回って釣り人ひとりひとりから直接遊漁料を回収した。決まって文句を言われたという。費用は冬のワカサギ釣りで得た収入で賄った。1998年には漁協の職員となり、本腰を入れて釣り場の管理や巡視、遊漁料の徴収を行うようになった。

中野さんを批判する人がいる一方で、活動を続けるうちに応援してくれる理解者も表れ始めた。朱鞠内湖以外にイトウが釣れて尚且つ管理がされている釣り場がなかったことや、魚の利用と保全の両立に注目した雑誌の取材を受けたことなども追い風となった。立ち入り禁止区域で釣りを行う人とのトラブルもあったが、だんだんイトウ保護に理解がある「いい釣り人」が集まるようになっていったという²⁷。

釣り場の管理に加えて、イトウを守るためのルール作りにも取りかかった。まず行ったのは、一部河川の禁漁だ。2003年の漁業権切り替えの際に、イトウが産卵を行い、北海道大学雨龍研究林内を流れていて管理がしやすいブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川の漁業権を取得した。遊漁規則で組合員も含め周年禁漁を定め、イトウが産卵しやすい環境を整えた。

漁業権切り替えは10年に1度行うことができる。中野さんにとって2度目の2013年には、イトウのキャッチアンドリリースの徹底や、釣り針の制限（シングル&バーブレスフックのみ使用可）を遊漁規則で定めた。このとき、少数の地元漁師が行っていたイトウの刺し網漁も禁止とした。遊漁規則を話し合う漁協の総会では、漁師を中心に批判の声が上がったが、1月10日から4月10日までの期間に限りイトウを1匹（組合員は3匹）持ち帰り可にするなど譲歩することで、成立させた。

中野さんは2011年にNPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターを設立し、釣り客に向

²⁷ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。

けたサービスの提供を始める²⁸。漁協の理事を兼任しイトウの保全活動を続けながら、訪れた釣り客がより快適に釣りができるよう日々尽力している。

全く釣り場の管理が行われておらず、無法地帯だった朱鞠内湖を、中野さんが「イトウを守りながら利用し、釣り人を呼ぶ場所」に変えた。同時に朱鞠内湖淡水漁業協同組合は、地元に住む組合員のための漁協から、訪れる釣り人のための漁協へと変化を遂げたと言える。

²⁸ 詳しくは3章で述べる。

表 2 朱鞠内湖淡水漁業協同組合を中心とした朱鞠内湖の釣り環境の歴史

年	出来事
1939	ブトカマベツ川にワカサギ稚魚を放流、好成績を収める
1943	朱鞠内湖出現 ダム所有者の日本発送電株式会社が、水産孵化場指導のもと塘路湖ワカサギ 6000 粒放流
1944	網走産ワカサギ 1400 粒、コイ 10 万尾放流 母子里でもワカサギ放流試みる
1945	日本発送電とともに村もコイの放流開始
1947	ワカサギの孵化・放流を始める 以後毎年 10 万～20 万粒の放流を行う
1948	母子里に朱鞠内湖養殖組合ができる
1951	朱鞠内湖の所有権が北海道電力株式会社に引き継がれる 組合の使用許可を湖の 2 分の 1 に制限しようとするが、交渉の末湖水全面の漁業権を獲得
1954	朱鞠内湖淡水漁業協同組合が認定許可 北海道電力との間で漁業権設定の協定書が交わされる 北海道知事から漁業権免許状が交付される
1958	支笏湖産のヒメマス卵 550 万粒を放流 ※昭和 40 年代に朱鞠内地区の住民が組合に加わる
1966	網走の呼人からワカサギの卵 1 億粒を持ち込む 以後毎年数千万粒の放流を行う やまべの稚魚 3 万尾を放流
1973	漁業権切り換えに伴い、「遊漁規則」を制定、道知事の許可を受ける ※昭和 50 年代に幌加内、添牛内地区の住民が組合に加わる
1974	朱鞠内湖が道立自然公園に指定される
1975	ゲンゴロウブナ 100 kg を放流
1979	ニジマスの放流開始（効果がないと判断し、1987 に取りやめ）
1983	ワカサギの乱獲、危険防止のために遊漁規則を改正し、冬の禁漁区域を拡大 ※密漁の監視強化等が釣り人の反発を招く
1986	冬の禁漁に対する不満から組合から 11 人が脱退 禁漁の徹底は困難と判断
1991	ワカサギの湖上穴釣りが初めて解禁 ※同協会をはじめとする地元の強い要望と除雪設備が整ったことで、道知事許可
1993	イトウの増殖事業を開始
1997	内水面活性化総合対策事業の採択 1999 年までに交流施設整備、遊漁等施設整備事業を施工、釣場関連道や釣場造成、管理施設・休養施設の整備を図り、通年の管理体制の確保と遊漁者の利便性を高めることを目指す
1998	初めてイトウの稚魚を放流する（4500 粒から 100 匹しか育たず） 漁協の事務所が入る遊漁者管理休憩棟が完成 専任職員（中野さん）を採用、放置されていた夏の遊漁料徴収と密漁監視により一層力を注ぐ
2002	受精卵を朱鞠内の施設に移し、人工孵化と稚魚の飼育を試みる 初めて数千匹が 6 cm 以上に成長、3000 匹を超える大量放流が始まる イトウの産卵床調査が、ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川、ルヤンベナイ川、カルウシナイ川にて行われる⇒予想よりイトウの数ははるかに少ないことが判明

2003	漁業権切り換えにより、新たに3河川（ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川）の漁業権を獲得する
2008	朱鞠内湖淡水魚種苗生産供給施設（孵化場）が母子里に完成
2009	イトウの産卵床調査が、ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川、カルウシナイ川で行われる
2011	中野さんがNPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターを立ち上げる
2013	漁業権切り換え 「キャッチ&リリースの徹底」「シングル&バーブレスフック使用の義務化」 「年1本の持ち帰り制限」「イトウの刺し網漁の禁止」を遊漁規則で定める
2014	イトウの産卵床調査が、ブトカマベツ川で行われる（2016年まで）
2017	朱鞠内湖流入河川の全面的なイトウの産卵床調査（朱鞠内湖観光資源保護調査）が開始される（2026年まで継続する予定）

（新幌加内町史をもとに筆者作成）

2-2 朱鞠内湖とイトウ

2-2-1 イトウを守る漁業権と遊漁規則

朱鞠内湖淡水漁業協働組合は漁業権に基づき、朱鞠内湖全域と流入河川のうち3河川（ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川）の管理を行う。湖で釣りをするためには、遊漁料を支払う必要がある。これは遊漁規則で定められており、料金は1日券1,100円である²⁹。また、遊漁規則によって以下のようなルールが定められている。

イトウは全ての区域でキャッチアンドリリースを徹底すること。釣ったらすみやかに再放流する。ただし、1月10日から4月10日までの期間は、1人1匹のみ持ち帰りが可能。

（※漁協の組合員は3匹可）

イトウの刺し網漁禁止

釣り針はシングル&バーブレスフック（針が1本で返しのないもの）に限る。

漁業権を持つ流入3河川について、周年釣り禁止（組合員も含む）

なお、漁業権を持つ流入3河川以外の流入河川についても、法的効力はないものの釣りを

²⁹ 1ヶ月券は4,500円（5月1日から12月10日の期間）、回数券は6枚綴りで5,500円（1月10日から4月10日）。釣り場で漁場監視員へ直接納付する場合は、規定の遊漁料に600円を付加した金額を支払う必要がある。

しないよう呼びかけている³⁰。

2-2-2 朱鞠内湖における現在のイトウの生息状況

朱鞠内湖やその周辺には、繁殖可能なイトウ成魚は 450 匹前後生息していると考えられている。推計方法³¹は以下の通りである。

イトウはメス 1 匹が産卵床を 3 個くらい作る

2018 年、朱鞠内湖・宇津内湖流入河川において産卵床が合計 223 床確認された³²

約 220 とすると、産卵に上がってきたメスは $220 \div 3 = 73.333\cdots$ 約 73 匹

メスの産卵は 2 年か 3 年に 1 度なので、3 年に 1 度とするとメスの数は $73 \times 3 =$ 約 219 匹
オスとメスの比はだいたい同じなのでオスも約 219 匹

$219 \times 2 = 438$ 匹 → 朱鞠内湖周辺にイトウは 440～500 匹ほど生息する

環境調査技術者の秋葉健司さんによると、「実際釣れている数を見てもうちよっという気もする」そうだ。また、「朱鞠内湖の数は正直この規模に比較すると決して多いとは言えない。もっと増える可能性はあるんじゃないか。」と話していた。³³

朱鞠内湖のイトウが減っているのか増えているのか、判断するためには産卵床数のデータを蓄積しないとわからないという。2017 年から「朱鞠内湖観光資源保護調査」を行っており、10 年に亘って継続する予定である³⁴。

2-3 朱鞠内湖におけるイトウを対象とした釣りが地域にもたらす経済効果

2016 年にイトウを目当てに朱鞠内湖へ訪れた釣り客³⁵が消費した金額の総額は、約 4,156.7 万円と推定された。このうち交通費と遊漁料を除いた 1,851.3 万円が、イトウの釣りが解禁されることで、幌加内町を始めとした周辺地域の中で宿泊費や食費として消費された額で

³⁰ 見回りを行うと、河川で釣りをしている人がたまに見られるそうだ。特にイトウの産卵時期は、「そんなところで釣りをしても面白くないんじゃないの？」と釣り人の気持ちに訴えかけるという（2019 年 10 月 21 日、中野信之さんへの聞き取りより）。

³¹ 2019 年 8 月 9 日、秋葉健司さんへの聞き取りより。

³² 平成 30 年度朱鞠内湖観光資源保護調査報告書より。

³³ 2019 年 8 月 9 日、秋葉健司さんへの聞き取りより。

³⁴ 観光資源保護調査とは、イトウの産卵床数を数える調査である。3-4 で詳しく述べる。

³⁵ イトウ釣りのシーズン（5 月から 6 月と 10 月から 11 月）に朱鞠内湖に訪れた釣り客を指す。アンケート調査により、この時期に訪れるほぼ全ての釣り客がイトウを釣獲目的魚種としていることがわかっている。

ある(芳山, 2016b)。この結果から、朱鞠内湖のイトウの利用と保全を目指した取り組みが、地域経済の活性化に寄与していることがわかる。

3 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターを軸としたイトウの持続的利用のための仕組みづくり

3-1 朱鞠内湖におけるイトウの持続的利用を目指した活動に関わる団体や人々の概要

この章では、朱鞠内湖において、希少魚イトウの観光資源としての利用と保全がどのように両立されているのかについて、「誰がどのように携わっているのか」という視点のもと記述する。

活動の中心を担っているのが、NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター（以下「ワールドセンター」と略）である。朱鞠内湖淡水漁業協同組合と協力し、朱鞠内湖周辺の施設の運営や釣り環境の整備など、現場を管理している。現場を管理するワールドセンターと漁協を様々な形で支えているのが、イトウ生態保全ネットワーク、幌加内町役場、幌加内町観光協会である。さらに、これらの団体を含め様々な立場で朱鞠内湖に携わる団体が所属している、朱鞠内湖観光推進協議会が存在する。朱鞠内湖のプロモーションや諸問題について話し合うための組織だ。

また、イトウの持続的利用を目指した活動において重要な役割を担うキーパーソンが4人いる。NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの代表を務め、漁業の理事でもある中野信之さん、イトウ生態保全研究ネットワークの代表である秋葉健司さん、幌加内町役場の新江和夫さん、幌加内町観光協会の事務局を務める古屋大輔さんである。

以上で述べた団体やキーパーソンが、イトウの利用と保全の両立を目指した活動に対してどのように貢献しているのかについて、本章の2節以降で説明する。

3-2 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの概要と取り組み（中野信之さん）

朱鞠内湖におけるイトウの持続的利用を目指した活動の中心を担うのは、NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターである。2010年に中野信之さんが設立した。公式ホームページでは、「朱鞠内湖が持つ固有の自然環境を保全しながらお客様にサービスし、それにより地域を元気にしていく循環型社会の実現を目指す非営利法人組織」という説明がなされており³⁶、朱鞠内湖の遊漁環境や宿泊環境の整備と管理を担っている。現在パート含む従業員数は13名で、約半数が道外からの移住者である。

ワールドセンターの理事である中野さんは、1997年に朱鞠内に移住し、1998年には朱鞠内湖淡水漁業協同組合の職員となった。以後、イトウの保全や釣り環境の整備に尽力する。漁協職員であった中野さんがワールドセンターを立ち上げることになったきっかけは主に

³⁶ 北海道朱鞠内湖公式ウェブサイト <https://www.shumarinai.jp/worldcenter/vision/> (2019/12/16 閲覧)

以下の2つである。

1つ目は、湖畔の宿泊施設であるレークハウスしゅまりないとふれあいの家まどかを運営していた第3セクターの倒産である。レークハウスは1978年のオープン当初から、ふれあいの家まどかは2000年から³⁷、株式会社朱鞠内観光振興公社が運営していた。しかし、2010年の2月に業績不振が原因で公社の解散が決定し、中野さんに「経営を引き継がないか」と打診があったという。迷った末にそれを承諾し、同年5月中旬から施設運営を始めた。冬は閉めていたレークハウスを通年営業とし、同時にそれまで幌加内町が行っていたキャンプ場の管理運営も引き受けた。これについて、中野さんは以下のように語っていた。

(キャンプ場やログキャビンの従業員は) 役所から委託された観光協会が、派遣会社に依頼して雇用していたので責任がどこにあるかわからなかった。ログキャビンは17時以降のチェックインは対応していなくて、トイレのトラブルがあっても「(直すのは) 明日で」と。レークハウスは日産が撤退してから³⁸、(冬は営業せず) 夏の経営も細々としかやってなかった。(飛び込みのお客さんが来て) 「1人泊まって大丈夫ですか?」と聞いても「1人はちょっと」と断られることも。³⁹

このように、中野さんは朱鞠内湖周辺の施設管理者がバラバラな上、連携が取れていなかったことや、施設不備や急なお客さんへの対応が不十分であることを課題と捉えていた。ワールドセンターを立ち上げ、施設管理運営や釣り環境の整備を一手に引き受けることで、この課題を改善しようと考えた。

ワールドセンターを立ち上げたきっかけの2つ目は、漁協組合員からの中野さんが職員であることへの反発である。前述した通り、中野さんは1998年に初の朱鞠内湖淡水漁協職員に就任し、給料をもらって遊漁料回収等の仕事に勤しんでいた。職員は中野さん1人であるため、決算書の「人件費」等の項目から給料の額が他の組合員にわかるようになっていた。朱鞠内湖の釣り客が増加し、中野さんの給料も徐々に上がると、組合員から「中野君のための組合かい?」といった声が聞かれるようになった。また、2002年に3河川⁴⁰の漁業権を新たに獲得し禁漁にするなど、イトウを守るために様々な規制をかけたため、古くから朱鞠内湖で魚を獲っていた少数の漁師からも反発があったという。中野さんは当時の状況について、「限界を感じた。いろんなことをやりたいな、と思ったが無理だと感じた」と語った⁴¹。中野さんには、「イトウなどを目当てに釣り客が訪れる夏の約6か月間と、ワカサギを目当

³⁷ ふれあいの家まどかは、もともと幌加内町が運営していたが、2000年に株式会社朱鞠内観光振興公社へ引継がれた。

³⁸ 1979年から1990年まで、日産自動車が朱鞠内で耐寒テストを行っていた。その際、レークハウスしゅまりないは事務所として利用されていた。

³⁹ 2019年8月7日、中野信之さんへの聞き取りより。()内は筆者の補足。

⁴⁰ ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川

⁴¹ 2019年8月7日、中野信之さんへの聞き取りより。

てに釣り客が訪れる冬の約3か月間、合わせて9か月間は仕事がある。残り3か月間、仕事を生み出すことができれば、通年雇用が可能」という考えがあり、NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの設立に至った。職員とパート合わせて従業員8名でスタートしたが、現在は13名まで増加している。なお2010年の設立当初、中野さんはワールドセンターの代表と漁協の職員を兼務していたが、後に漁協職員を降り、現在は漁協の理事を務めている。

NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの具体的な業務は主に、釣り客への対応、朱鞠内湖周辺の施設運営、渡船事業の運営、プライベートガイドツアーの運営である。

ワールドセンターは、釣り客の受け入れ窓口としての役割を担っている。遊漁券の販売⁴²や釣り道具のレンタルの案内を行うほか、運営するウェブサイト上でイトウの釣りについて詳細なルールを掲載している。

また、ワールドセンターは町が所有するレークハウスしゅまりない、朱鞠内湖畔キャンプ場、ふれあいの家まどかという3施設の指定管理者となっている。レークハウスしゅまりないやキャンプ場は釣り人や観光客の宿泊場所であり、ふれあいの家まどかは宿泊型体験学習施設として主に小中学生の受け入れを行っている。

レークハウスしゅまりないには、ピーク時は連日満室となるほど多くの釣り客が滞在する。宿泊すれば食事や入浴ができる。宿泊客への朝食と夕食の提供だけでなく、ランチタイムのカフェレストラン営業も行われており、それらの料理はワールドセンターの従業員の手作りである。イトウのグッズやアウトドア用グッズの販売、コーヒーの提供を行っていることもあり、1階の休憩スペース（下記図ではレストランと表記）には宿泊客以外の釣り客や観光客も訪れる。中野さんをはじめとするワールドセンターの従業員の方々とお客さんの間には会話が生まれ、「憩いの場」という印象を受けた。後述する朱鞠内湖観光推進協議会のワークショップもレークハウスで行われ、イベント開催や話し合いの場としても活用されている。

なお、キャンプ場とふれあいの家まどかに対しては町から指定管理料として補助金が支払われているが、レークハウスに対しては指定管理料の支払いがない。ワールドセンターの経営努力によって運営されている。

⁴² 遊漁料の支払いは、レークハウスしゅまりないに加えて、朱鞠内湖淡水漁業協同組合の管理棟やキャンプ場の案内所で受付を行っている。



図3 キャンプサイトマップ (朱鞠内湖畔施設マップ)
 (出典：北海道朱鞠内湖公式ウェブサイト)

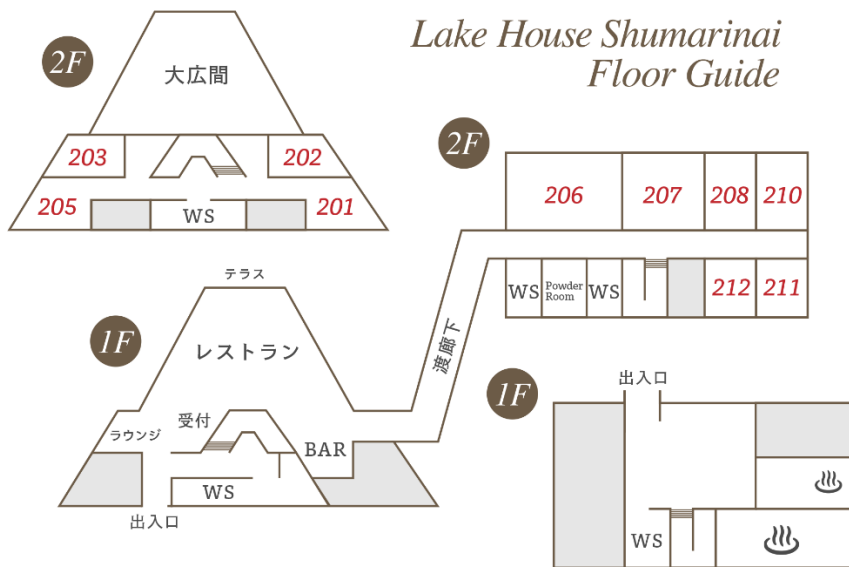


図4 レークハウスしゅまりないフロアガイド
 (出典：北海道朱鞠内湖公式ウェブサイト)

イトウを目当てに、朱鞠内湖に点在する島の上で釣りをする客のために始めたのが渡船

事業だ。イトウを狙い、朝から晩まで湖畔から離れた島で釣りに集中する釣り客は非常に多い。ワールドセンターが所持する船を使用し、釣り客たちを各島まで送迎する。送迎する島は、お客さんの要望や船長のおすすめによって決定する。時期によって異なるが、送りは朝の4時から、迎えは日の入りの夜18時から19時頃まで対応しており、釣り人のニーズは大きい。価格は2,500円から3,500円程である。「せっかく釣りに来たなら渡船で」という風土が定着しており、利用する釣り人は年々増加しているという⁴³。

イトウを狙う釣り客向けに2017年から新たに始めたのが、プライベートガイドツアーだ。1日1組限定で小型のボートを貸し切り、朱鞠内湖をよく知るガイドがイトウが釣れるポイントまでお客さん（1ボートにつき2名まで）を案内する。ガイドは中野さんとワールドセンターの従業員の男性の2名で担当している。半日プランで35,000円（税別）、全日プランで50,000円（税別）⁴⁴、別途遊漁料支払いと、高額な価格設定にも関わらず、非常に人気がある。2018年は5月下旬から10月上旬までの実施期間、ほぼ毎日予約で埋まった⁴⁵。人気がある理由の1つとして、本来ならば基本的に組合員しか入ることができないポイントで釣りができる、ということがあげられる。プライベートガイドツアーでは、安全上の理由で持ち込み船舶立ち入り禁止の深い奥地のポイントに案内する。自分とガイド以外誰もいない環境でイトウを狙うことができる「特別感」があり、リピーターが非常に多いという。また、その釣りの成功率の高さにも定評がある。通常朱鞠内湖のイトウは「3日間釣りをして1尾」が平均的な釣獲状況であると言われているが（芳山、2016a）、2018年のツアーでは参加者全員が1匹以上のイトウを釣り上げた（成功率100パーセント）。同年、ワールドセンターはこのツアーにより、約350万円の売上を獲得している⁴⁶。

中野さんは、組合員とプライベートガイドツアー参加者のみ釣りをすることが許されるポイントを「地域の宝」と表現する⁴⁷。ある程度高額な価格設定にすることでお客さんを絞り、ガイドの監視とアドバイスがある上で「地域の宝」を利用して利益を得る仕組みができている。

この他にワールドセンターでは9月に入る頃から11月上旬までワカサギ漁を行い、獲れたワカサギで作った「サクッとワカサギ」という商品の製作、販売を行っている。これは4月、11月、12月の「仕事がない空白の3か月」の収入を賄うために始めた事業である。朱鞠内湖に古くから伝わるワカサギの佃煮を1から手づくりしたこの商品は、2013年に「北のハイグレード食品」に選定されている⁴⁸。

⁴³ 2019年8月7日、中野信之さんへの聞き取りより。

⁴⁴ 2019年12月現在。この他にスペシャルプラン（ガイドに加えてレークハウス1泊2食付き）を100,000円（税別）で提供

⁴⁵ 「幻の魚と生きる 上」『北海道新聞』2018年12月11日

⁴⁶ NPO法人シュマリナイ湖ワールドセンター経営状況についての資料より（2019年8月末時点）

⁴⁷ 2019年6月20日、中野信之さんへの聞き取りより。

⁴⁸ 優れた魅力を持つ北海道産加工食品を選定。道が主催している。

表3 NPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターの年間スケジュール

4月	準備期間（施設や船の修繕）
5～6月	イトウ釣りのシーズン イトウを求め訪れる釣り客でにぎわう 5月下旬からプライベートガイドツアーがスタート 渡船や宿泊施設運営で特に忙しい時期
7～8月	引き続き釣り客含め観光客への対応を行う ふれあいの家まどかの受け入れがピークとなる
9～10月	再びイトウが釣りやすい時期となり、釣り客が訪れる ワカサギ漁をはじめ 10月下旬ごろに、イトウ釣りのシーズンが終わる
11～12月	雪が本格的に降り始め、閑散期となる
1、2、3月	湖が凍り、観光客がワカサギ釣りに訪れる 釣り場の管理や安全を守るための巡視を行う

（2019年8月7日、中野信之さんへの聞き取りをもとに筆者作成）

経営状況は良好で、設立翌年である2011年以降年々増収を達成し、黒字を維持している。主要な事業についても、ふれあいの家まどか事業以外は順調に売り上げを伸ばしており⁴⁹、出た利益は従業員の給料アップ等に充てられる。また、新しい事業を始める源にもなっている。今年度は朱鞠内湖のクルージング事業をスタートさせようと試みたが、残念ながら運営は来年以降へ持ち越しとなった。

⁴⁹ まどかは少子化により、子供的人数が減っているため売り上げが伸びていない（2019年8月7日、中野信之さんへの聞き取りより）

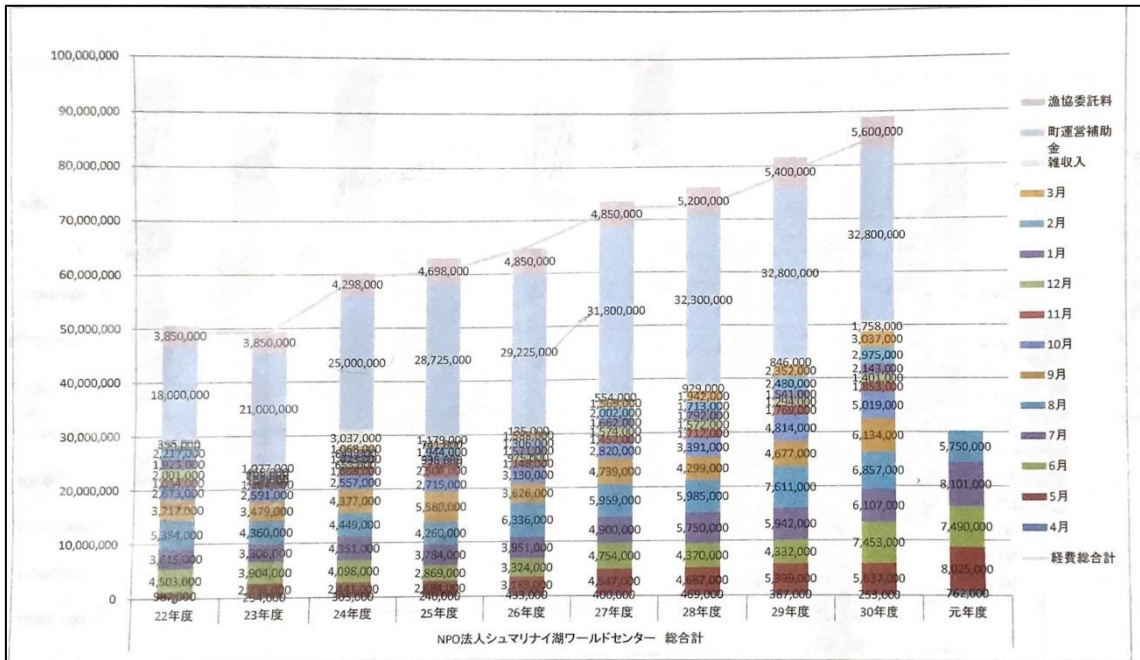


図5 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター総売上 (2019年8月末時点)
 (出典：NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター経営状況についての資料より)

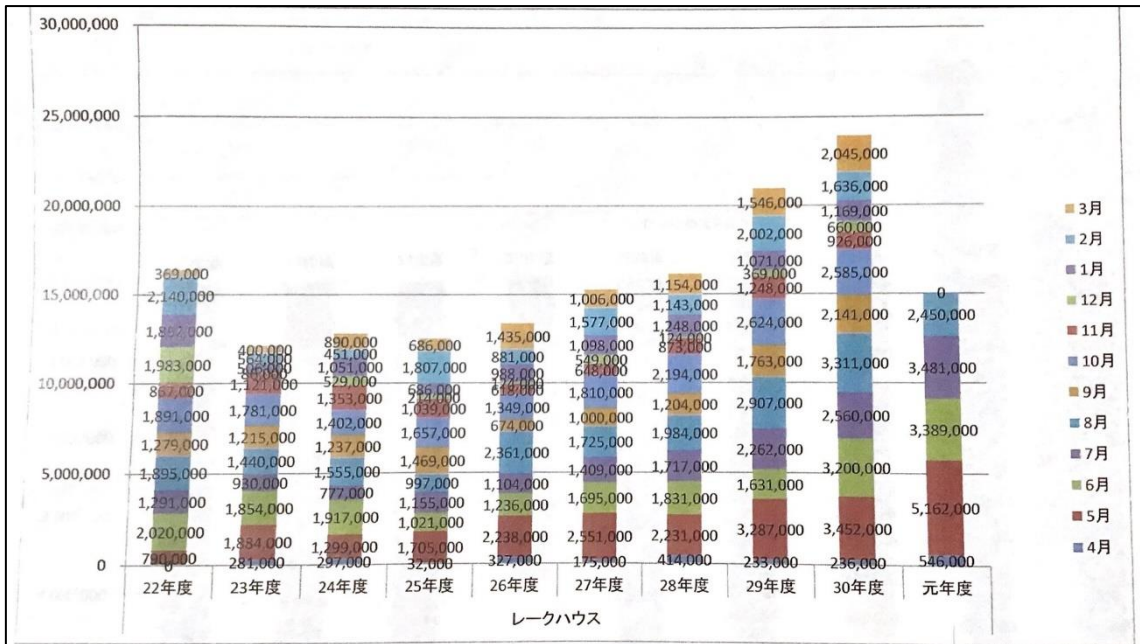


図6 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター レークハウス売り上げ
 (2019年8月末時点)
 (出典：NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター経営状況についての資料より)

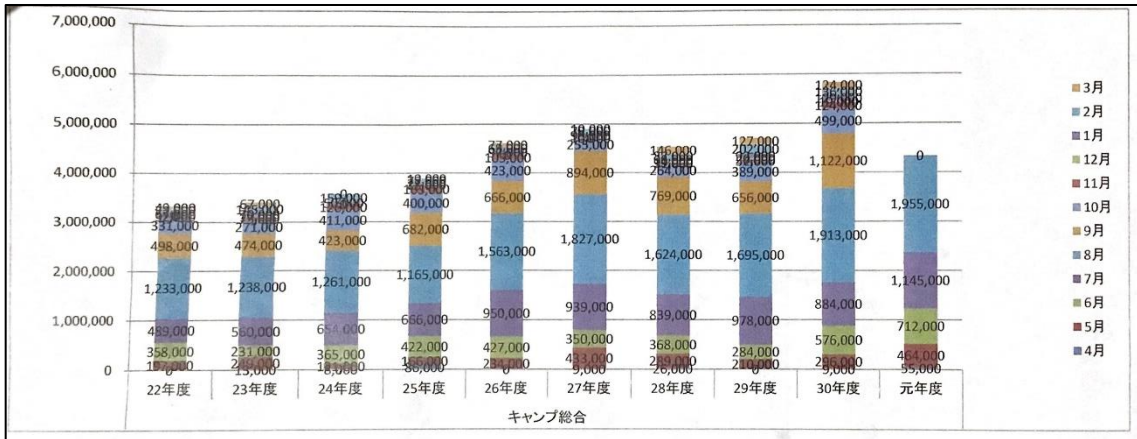


図7 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター キャンプ場とログキャビンの売り上げ (2019年8月末時点)

(出典：NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター経営状況についての資料より)

※28年度と29年度に関して、キャンプ場の売り上げは27年度に比べて伸びているが、ログキャビンの売り上げが落ち込んだためこのような結果となっている。

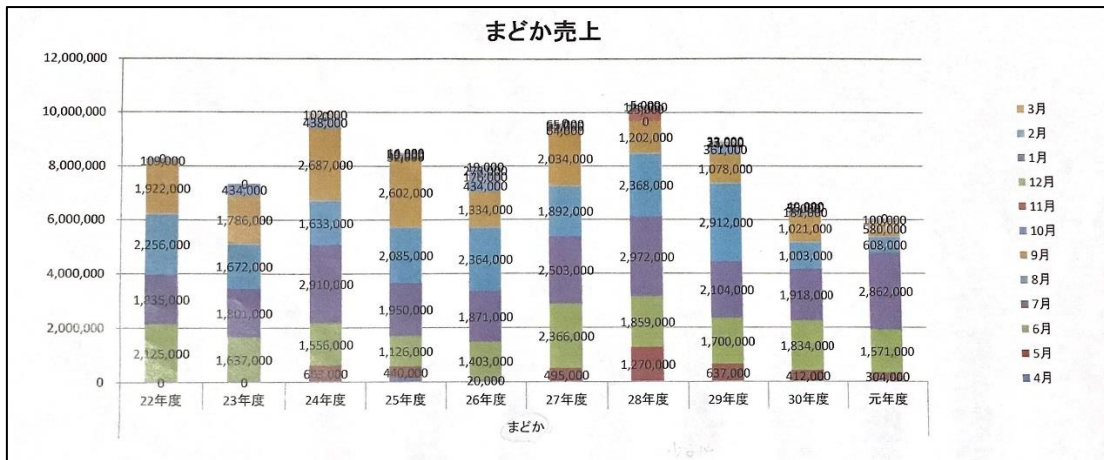


図8 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター ふれあいの家まどか事業売り上げ (2019年8月末時点)

(出典：NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター経営状況についての資料より)

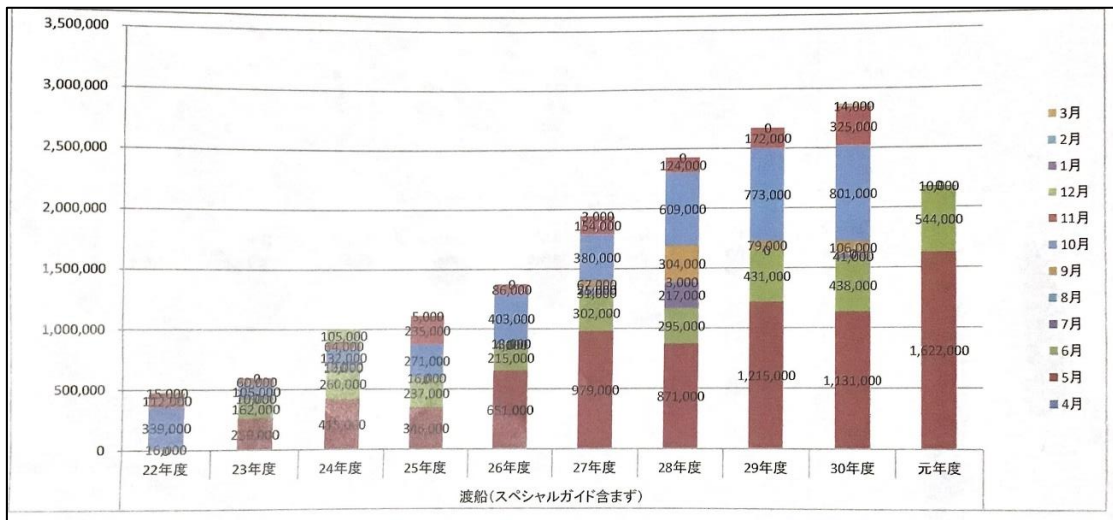


図9 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター 渡船事業売り上げ
(2019年8月末時点)

(出典：NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター経営状況についての資料より)

このように、ワールドセンターは釣り客へのサービスを主として朱鞠内湖の観光産業の中心を担う存在である。これについて中野さんは以下のように語っている。

(ワールドセンターについて) 釣りにも携わるが、ほかで稼ぎだす。ほか、とは釣りに付随するもの。宿や渡船。渡船なんか自分たちで値段決められるし、ニーズも高い。釣り人も満足するしこっち(ワールドセンター)も稼げるという仕組みをつくっていくという方向に進んできた。⁵⁰

イトウなどを求めて訪れる釣り客を喜ばせることを考え、様々なサービスを提供してきた結果、近年朱鞠内湖を訪れる釣り客は増加している(下記図参照)。

⁵⁰ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。()内は筆者の補足。

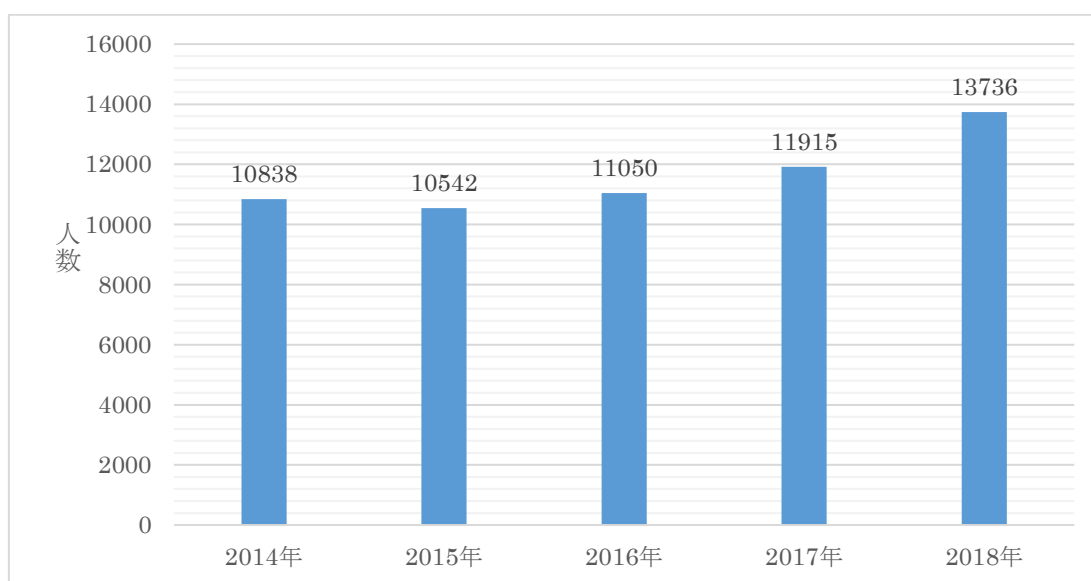


図 10 朱鞠内湖における釣り客数の推移

(出典：自治大学校第 2 部第 186 期政策立案演習第 3 班発表資料『朱鞠内湖のプレミアムな観光資源を活用した多面的な地域振興～絶滅危惧種「イトウ」の保護と持続可能な観光振興～』2019 年 新江和夫発表資料
元資料は朱鞠内湖淡水漁業協同組合のデータ)

また、雇用の場を生み、道外からの移住者も増やしているという点でも町に貢献している。

3-3 ワールドセンターと密接に関わる朱鞠内湖淡水漁業協同組合

2 章で述べた通り、朱鞠内湖には古くから漁業協同組合が存在する。現在、朱鞠内湖淡水漁業協同組合と NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターは、協力し合って共に現場の管理を行っている。「お互いの弱点を補いあう存在」だと中野さんは話す⁵¹。ワールドセンターの代表である中野さんは漁協の理事も務めており、ワールドセンターの従業員のうち 5 人から 6 人が漁協の組合員となっているなど、両者は非常に密接な関係だ。意思決定や企画は漁協の総会で行われるが、実際の業務は基本的にワールドセンターに事業委託している。そのため、以下で説明する漁協の業務は、実際にはワールドセンターの従業員の方々によって進められている。

朱鞠内湖淡水漁業協同組合は、イトウの保全活動を積極的に行っている。具体的な業務は、釣りのルールの設定と巡視、稚魚の孵化や放流などの増殖事業、環境を守るための情報収集や地域他団体とのコミュニケーション、イトウの生息状況の調査である。

朱鞠内湖淡水漁業協同組合では、10 年に 1 度の漁業権切り替えの際に遊漁規則の改正を

⁵¹ 2019 年 12 月 3 日、中野信之さんへの聞き取りより。

行っている。イトウの減少を防ぐため、2003年には3河川の禁漁、2013年にはキャッチアンドリリースの徹底（禁漁期間の設定）やシングル&バークレスフック使用の義務化等を遊漁規則によって定めた⁵²。このルールを破ってイトウの密漁や乱獲を行っている釣り人がいないかどうか、巡視を行っている。実際、漁協が運営するWEBサイト上に「昨日、今日と禁漁区域に入り釣りをしようとしているグループが何組かいました。禁漁区域をもう一度確認してください。（中略）また、遊漁券を購入していない方も何人かいます。巡回スタッフから購入する際には現地徴収料が必要になります。釣りをする前に漁協受付の券売機で購入してください。」との記述があった⁵³。中野さんは、巡視はイトウを守る上で非常に重要な業務であると捉えている⁵⁴。

内水面の漁協に必ず行うように義務付けられているのが、増殖事業である。朱鞠内湖淡水漁業協同組合では、イトウの増殖事業を1993年から行ってきた⁵⁵。朱鞠内湖の流入河川の中にはかつてイトウが生息していたものの、乱獲や環境変化が原因で絶滅してしまった河川がある。そのようなイトウが絶滅してしまった川に、イトウを再導入している。放流するイトウの稚魚は、朱鞠内湖のイトウから生まれた個体に限られている。卵の孵化や飼育は2008年に完成した朱鞠内湖淡水魚種苗生産供給施設（孵化場）や、さけます内水面水産試験場を利用して行われている。朱鞠内湖には、DNAが異なる3パターンのイトウが生息しており、それらが混合している河川もあれば、決まった1パターンのDNAのイトウが多くを占める河川もある⁵⁶。DNAの混合を防ぐためにも、現在イトウが生息している河川には放流は行っていない。

昨年（2018年）は、孵化場で飼育されたイトウ628尾と、さけます内水面水産試験場に預けられていた約9,000尾を赤石川に放流した。しかし、放流されたイトウは病気がちであるため、自然に育つのが1番だと中野さんは語った⁵⁷。

次に、環境を守るための情報収集や地域他団体とのコミュニケーションについて、漁協では朱鞠内湖の流入河川などで勝手に工事が行われることがないように、常にアンテナを張っているという。イトウは環境変化に弱く、ちょっとしたことで河川から絶滅してしまう可能性があるからだ。敷地内にイトウの産卵場所となっている河川が流れる北海道大学雨龍研究林や、幌加内町がコミュニケーションの相手となる。これについて、中野さんは以下のように述べている。

⁵² 詳しくは2-2-1参照

⁵³ 朱鞠内湖釣り情報 <https://ameblo.jp/fcashumari/entry-12537987660.html>（2019年12月16日訪問）

⁵⁴ 2019年12月3日、中野信之さんへの聞き取りより。

⁵⁵ 朱鞠内湖淡水漁業協同組合では、ワカサギなどイトウ以外の魚の増殖事業も行っている。

⁵⁶ 2019年12月3日、中野信之さんへの聞き取りより。

⁵⁷ 2019年8月7日、中野信之さんへの聞き取りより。

小さいことなんだけど、コミュニケーションがないと勝手に（河川の）工事やられちゃうことが多い。（この努力は）釣り人の目には見えていないけど。住民はなんとも思っていないけど、「それは魚にはよくないよ」ということが結構ある（中略）逆にコミュニケーションを漁協として取っておかないと北大も勝手に工事やれないし、町もやれないし、いろんなところにブレーキがかかってしまう。（中略）川がいじられてしまって、しばらく（イトウの生息環境として）ダメになってしまう可能性があるのが非常に怖い。大規模で国とかがやる工事なら住民説明会とかいろいろあるでしょうけど、小さい規模だとわからないことが結構多い。「あれいつのまに（工事したの）」みたいな。特に、河畔林問題なんかね。河畔林が生えてきて、それが（イトウをはじめとする生物にとって）良いカバーになってる。魚が隠れるようになったり、水生昆虫とか虫が落ちたりする。でも管理側にとっては、河畔林が流木とか、洪水とか治水という観点から見てよくない（場合がある）。そういうときに「（木を切るのは）必要な分だけにしてよ」とか、「この木は残してよ」とか細かい指示を出す。バツサリ切られると魚がいなくなる。（中略）漁協はそういうちょっとしたことで魚が全滅する可能性がある、ということの認識度を上げていくっていう役割が大きいので、存在感がないとだめ。⁵⁸

中野さん曰く、「立ち話のようなもの」であるそうだが、イトウやイトウが生息する環境を守っていく上で非常に重要な仕事である。

最後に、朱鞠内湖では2017年からイトウの生息数を把握するための「観光資源保護調査」が行われている。調査の意義に関して、平成30年度朱鞠内湖観光資源保護調査報告書では、「朱鞠内湖内水面漁業協同組合は2013年10月に遊漁規則を始めとする遊漁対象種の資源保全の姿勢を鮮明にした。従って新しい遊漁規則による資源保全の効果を把握するため、また遊漁規則の効果的な運用のためにも。遊漁対象種の資源量およびその動態の把握は急務である」と示されている。この調査は漁協が町や道の補助金を活用し、外部に委託している。これに関しては次項で詳しく説明する。

以上で述べたように、NPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターと朱鞠内湖淡水漁業協同組合が共に協力し合って現場を管理し、観光とイトウの保護の拠点を担っている。ワールドセンターが釣り客をはじめとした観光客へのサービスを行うことで人を集め、漁協がイトウの保護に中心となって取り組むことで、地域の資源を守りながら地域を盛り上げることを可能にしている。

3-4 観光資源保護調査を担当する秋葉健司さん

前項で述べた通り、朱鞠内湖では2017年から観光資源保護調査が行われている。この調

⁵⁸ 2019年12月3日、中野信之さんへの聞き取りより。（）内は筆者の補足。

査は、朱鞠内湖淡水漁協がイトウ生態保全研究ネットワークに委託している。調査の企画から現地での計測、報告書の作成など全てを担当しているのが、イトウ生態保全研究ネットワークの代表を務める秋葉健司さんだ。秋葉さんは環境調査技術者として、全道のイトウの調査や保全活動を行っている。

朱鞠内湖観光資源保護調査とは、イトウの産卵床⁵⁹の数を数える調査である。調査対象は朱鞠内湖と宇津内湖に流れこむ 19 の河川であり、調査を行うことでイトウの生息数や動態を把握することができる。産卵床の数は、秋葉さんが約 170 キロメートルにも及ぶ距離を川に沿って歩き、目で見て確認して数える。5 月の中旬（または下旬）から 6 月の初旬（または中旬）にかけての、約 3 週間で行われる。

この調査によって産卵床数に加え、その分布の偏りや各河川の産卵時期の違いなど、現状が明らかになってきた。

2018 年の調査では、朱鞠内湖と宇津内湖の流入河川 19 河川のうち 15 河川に対して調査を行い、合計 223 の産卵床が見られた。そのうちの約 38 パーセントを占める 85 の産卵床が単一河川に偏っていることがわかっている。

河川ごとにイトウが産卵する時期は異なる。積雪の状況や、調査の際に確認された親魚の数から産卵時期を見極めることができるようになった。これらのデータを使って、次年度の調査の時期も設定している。

また、イトウが絶滅し、現在生息していない河川についても調査を行っている。これにより、イトウの再放流を行ったときにイトウが定着するかどうかチェックができる。加えて観光客がアプローチしやすいかどうか等、レクリエーションとしての利活用ができるかどうかの調査にもなる。

しかし生息数の増減など、正確なイトウの状況は 10 年間調査を続けてみないとわからないという。秋葉さんは、「イトウという魚は生まれてからメスが親になって卵を生むまでに 8 年かかる⁶⁰ので、（調査は）最低でも 10 年くらいはやらないとだめ」⁶¹と話した。まずは継続して調査を行い、わかったことをもとに状況を改善していくことを目標としている。

この観光資源保護調査はなぜはじまったのか。きっかけとして、秋葉さんの訴えが大きい。

観光資源保護調査が行われるようになった 2017 年以前も朱鞠内湖でイトウの産卵床や稚魚の調査が行われているが、継続して行われてはいない。また、全面的なものではなく、2002 年に道立水産孵化場と道立環境科学研究センター（当時）主催で行われた調査の対象は 5 河川のみであった。秋葉さんが最初に朱鞠内湖で産卵床調査を行った 2009 年の際も、朱鞠内湖の 4 河川（蔭の沢川、ブトカマベツ川、泥川、カルウシナイ川）のみが対象であった。

秋葉さんが本格的に朱鞠内湖の調査を試みるようになったきっかけは、2013 年の漁業権の切り替えによる遊漁規則の改正である。キャッチ&リリースの徹底等が謳われるように

⁵⁹ 卵を生む際に掘る穴のことを指す。

⁶⁰ 野生の場合。養殖の場合は 6 年。

⁶¹ 2019 年 8 月 9 日、秋葉健司さんへの聞き取りより。() 内は筆者の補足。

なった。この時のことについて、秋葉さんは以下のように振り返っている。

希少魚を釣るので、資源がどれくらいいるのかとか、釣りで（イトウが）減っていないかとか、漁業規則の当て方によって資源が保護されているのかを把握した方がいいということも 2009 年から 2013 年位、遊漁規則を変えた時点で中野さんにはかなり言ったと思う。（中略）あなたからもらった遊漁料は資源保護に役立ってますよ、ということも売りにした方が、釣り場としての特色になり、それ自体に響いてくれる釣り人がいるんじゃないかということが前々から自分の中にあった。ので、遊漁規則を改正したのなら、資源保護やってますよと、全面的に調査をするべきですよ、と話をした。⁶²

遊漁規則の改正により、秋葉さんの中で「継続的にイトウの生息状況がわかるような調査をするべきだ」という気持ちがより大きくなった。しかし資金の面で厳しく、2014 年から 2016 年まではブトカマベツ川 1 河川のみでの調査にとどまった。やはり、それだけでは現状が把握できなかった。

そこで秋葉さんは 2016 年の朱鞠内湖観光推進協議会のワークショップの際、全面的な調査が必要だと訴えた。これについて以下のように語っている。

イトウで町おこしは賛成なんだけど、あくまで希少種。それ（イトウ）が町おこしで消費されて減っちゃったんじゃないか元も子もないから、町おこしをする前に事前モニタリングでまず（イトウが）どれくらいいるのか、釣り人がガンガン来ている間も増えているのか減っているのか（把握する必要があった）。（中略）（イトウに対する）フィッシングプレッシャーを定量的に計測できれば、これくらいの圧をかけているのに減ってないとか、これくらいの圧しかかけてないけど減っているとか、状況を見ながら対応を変えていくことができる。漁協の遊漁規則改正は 10 年に 1 度、この 10 年間の間に起こったことを私の現地調査や釣り人の反応から把握して、その結果を勘案した規則改正をするべきだと、そういうところでコミットしたい、という話を、ワークショップの最初の自己紹介でした⁶³。

これを聞いた町役場の方が動き、調査費用の一部をふるさと納税で集まったお金で賄うことになる。これについては次項で詳しく述べる。費用は合計で約 200 万円であり、そのうちの半分は道の補助金（北海道地域づくり総合交付金）、残りの 100 万に対して 3 分の 2 が町からの補助金（ふるさと納税）を利用し、残りの 3 分の 1 を漁協が自己負担するという形だ。2017 年に全面的な調査が実現し、2018 年、2019 年と継続して行われている。

⁶² 2019 年 8 月 7 日、秋葉健司さんへの聞き取りより。() 内は筆者の補足。

⁶³ 2019 年 8 月 7 日、秋葉健司さんへの聞き取りより。() 内は筆者の補足。

このように、秋葉さんは、「希少種を釣るということ」「調査が必要であること」等、中野さんに対し助言を行っている。調査でわかったことから、今後の漁業法改正についても持論を持ち、伝えている。

加えて、秋葉さんはイトウの保護の面だけでなく、「イトウを利用して地域を盛り上げたい」という視点も持っている。それがうかがえるのが、以下の語りである。

釣り人のニーズが折り合えば、次の遊漁規則でブトカマベツ川と泥川の流入部は蔭の沢川と同じように全面禁漁にする代わりに、蔭の沢川の流入域を解禁にしたらどうか⁶⁴。(中略)

でも、熱心な釣り人がそれを嫌がって猿払川⁶⁵に行ってしまうと人が来なくなって(ワールドセンターや漁協などの)売り上げが下がってしまうということもあるかもしれない。資源保全の観点と漁協の遊漁料の売り上げの観点と、ワールドセンターのレークハウスやキャンプ場利用者の減少がどうなるかという観点を突合せないと。イトウが減ってしまっただけでは元も子もないが、そっち(イトウの保護)を強力で進めるがゆえに観光振興が盛り下がっても意味がない。⁶⁶

このように秋葉さんはイトウの保護の面だけでなく、観光面や地域振興にも理解があり、中野さんの良い相談相手となっている。

3-5 行政の立場から協力する新江和夫さん

イトウの利用と保全の両立を目指した活動において、町の協力は欠かせない。幌加内町はワールドセンターや漁協に対し補助金を交付するなど、支援を行っている。幌加内町役場の中で、朱鞠内湖で展開される活動に積極的に携わっているのが、地域振興室長の新江和夫さんである。新江さんが進めたのが、ふるさと納税の活用だ。

2016年4月にそれまで総務課の管轄であったふるさと納税の業務が、当時新江さんが所属していた産業課にうつった。もともと幌加内町は、ふるさと納税に対し特別力を入れていなかった⁶⁷。しかし、近隣の市町村を含め全国的に返礼品で競い合うような状況となっていたことや、町長が現職の細川町長に変わったことなどをきっかけに、返礼品を町のPRに積極的に活用していくことが決まった。そこで、返礼品として「レークハウス宿泊プラン」や「プライベートガイドツアー参加券」「朱鞠内イトウフィッシングプラン」等、ワールド

⁶⁴ 禁漁3河川のうち、ブトカマベツ川と泥川は、湖流入域での釣りは認められている。ただし、持ち込み船舶の立ち入り禁止区域。

⁶⁵ 北海道猿払村の猿払川にはイトウが生息し、釣りができる。

⁶⁶ 2019年8月7日、秋葉健司さんへの聞き取りより。()内は筆者の補足。

⁶⁷ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取りより。

センターが運営する施設や事業を活用したものが用意された。

同時に、ふるさと納税の寄付金の使い道に関しても見直しが行われた。かねてからのワールドセンターの希望もあり、納税者が「イトウの保護に関する事業」という使用目的を選べるようになった。この使用目的を選択して集まったお金は、秋葉さんが行う「観光資源保護調査」の費用の一部に充てられている。新江さんが中野さんから「なぜイトウの保護が必要か」という話を聞き、上司や町長に趣旨を説明し理解を得て、選択肢を作るに至ったという。しかし、「何をすればイトウの保護につながるのか」という疑問がうまれた。その際に秋葉さんや中野さんの話を聞き、朱鞠内湖のイトウの生息状況について継続的な調査が行われていないことや、調査を行って状況を把握することがイトウを利用、または守る上で必要不可欠であるということを知る。この時のことを振り返って、新江さんは以下のように述べた。

（朱鞠内湖には）漁協があって昔からイトウの状況は見たりしてるんだけど、数的なものほとんど残ってない。あくまで人の記憶や感覚でしか把握されていないと。秋葉さんから、産卵床の調査というのが生息数を知るうえで1番重要なことだし、過去にサケマス孵化場が（主体となって調査を）やったこともあるけど単発で終わっていると。その後はずっと行われず、調査しても川一本だけだったり、朱鞠内湖の流入河川の調査を継続的にやっているものがないと（聞いた）。それがないと始まらないよね、っていうところで（観光資源保護調査が）始まった。でも産卵床の調査は漁協の本来業務であり、それをやるのは町じゃない。あくまで漁協が主となって旗振り役でやるべきじゃないですかと（言った）。ただ漁協だけではお金が足りない、町の支援が必要だと。じゃあその支援は「イトウの保護に関する事業」を選択し頂いた寄付を使おうということから始まっている。⁶⁸

最初の年である2016年、「イトウの保護に関する事業」に集まった寄付は117万円であった。2017年には233万円、2018年には610万円が集まり、年々金額は増加している。

2018年度の観光資源保護調査の費用は合計で205万2,000円であり、そのうちの90万円が道の補助金、76万8,000円がふるさと納税⁶⁹、38万4,000円が漁協の自己負担という内訳となった⁷⁰。新江さんの尽力により、2017年から2019年までの3年間、北海道地域づくり総合交付金を受けることができた。しかし、北海道地域づくり総合交付金の期限は2019年度までであり、来年度から交付が受けられなくなってしまふ。このような事態を見越して、ふるさと納税で得た寄付のうち、調査費用に充てられなかった分は使わずに基金に

⁶⁸ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取りより。

⁶⁹ 使用目的として、「イトウの保護に関する事業」を選択された分

⁷⁰ 自治大学校第2部第186期政策立案演習第3班発表資料『朱鞠内湖のプレミアムな観光資源を活用した多面的な地域振興～絶滅危惧種「イトウ」の保護と持続可能な観光振興～』2019年（新江和夫発表資料）より。

積み立てを行っている。後年度の調査費用に充てる予定であるという⁷¹。

さらに、新江さんはワールドセンターや漁協の活動に対して町の補助金を出すために、「幌加内町水産業振興奨励補助金交付規則」を作成した。2017年から運用されている。これは、2014年に公布された「内水面漁業の振興に関する法律⁷²」をもとに作られたもので、「内水面漁業者、関係団体等が自ら取り組む事業について、必要な助成措置を行うことにより、内水面漁業の振興を図り、もって町の振興発展に資すること」を目的としている⁷³。

規則の中で、補助金の交付を行う事業について、以下の5つが挙げられている。

- (1) 内水面水産資源の生息状況等の調査に関する事業
- (2) 内水面水産資源の回復に関する事業
- (3) 内水面における漁場環境の再生に関する事業
- (4) 内水面漁業の健全に関する事業
- (5) その他、内水面漁業の振興に関する事業

この規則に則り、「観光資源保護調査」の事業主である朱鞠内湖淡水漁協に対してふるさと納税で集まった寄付を交付している。また漁協の孵化放流事業や、「サクッとワカサギ」⁷⁴を製造するために行うワカサギ漁に関わる船やエンジンに対しての助成も行っているという。

規則では、他にも補助金の額の算出方法や交付の対象となる事業の条件等が定められている。要綱も作られており、更に細かい条件や補助率等を決定している。新江さんはこの規則について「町としてもこういうもの（幌加内町水産業振興奨励補助金交付規則）を作って支援をするんだから、道も支援してくださいよ、という理屈付けにもなる」と話した⁷⁵。規則は2020年3月31日で期限が切れるが、新江さんはこれについて「担当が変わってしまったので、続けるかどうかは産業課や町長の判断。町長は続けていってくれると思う。」と期待を寄せた⁷⁶。

以上からわかるように新江さんは柔軟な発想を用いて、ワールドセンターや漁協を補助金や規則を利用して支援している。今後も新江さんを中心に、幌加内町役場とワールドセンターや漁協が積極的にコミュニケーションをとり合って事業を進めていくことが求められ

⁷¹ 平成28年度から平成30年度の幌加内町充当事業実績資料より

⁷² 内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするもの（石川，2014）。

⁷³ 幌加内町水産業振興奨励補助金交付規則 第1条より

⁷⁴ NPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターが製造・販売するワカサギの佃煮。古くから町に伝わるお土産であり、伝統的な食文化の伝承は必要と考え支援しているという（2019年9月17日、新江和夫さん聞き取りより）3-2参照。

⁷⁵ 2019年9月17日、新江和夫さん聞き取りより。（）内は筆者の補足。

⁷⁶ 同上。

る。

3-6 観光協会の立場から支援する古屋大輔さん

観光を推進するにあたり、外部への情報発信は非常に重要だ。幌加内町の PR や発信の中心を担うのは幌加内町観光協会である。2009 年から現在に至るまで幌加内町観光協会の事務局を務め、実質 1 人で観光関連事業を請け負っているのが古屋大輔さんだ。朱鞠内湖で毎年行われている湖水祭りのような地域のお祭りの運営や、近隣他地域と連携した観光推進等を行う。古屋さんは 2016 年に立ち上がった朱鞠内湖観光推進協議会の事務局も兼任し、イトウをシンボルとした朱鞠内湖のプロモーション活動を中心となって進めている。

朱鞠内湖に訪れる客層は、緑豊かでトラウトフィッシングを楽しむことができる春から秋と、湖が凍りワカサギ釣りが楽しめる冬とで全く異なる。春から秋にかけて行う朱鞠内湖のプロモーションは、イトウを愛する釣り人をメインターゲットと捉え、「知る人ぞ知る場所」というコンセプトに沿って行われている。古屋さんによれば、テレビ等を利用した大々的な宣伝は行わず、釣り好きやイトウ好きにピンポイントで届くような魅力発信を行う方針だという⁷⁷。

朱鞠内湖に来る釣り客はリピーターが非常に多い。芳山（2018）によれば、2016 年に朱鞠内湖の釣り客 331 名に対して対面面接方式アンケートを行ったところ、89 パーセントが「2 回以上訪れたことがある」と答えたという。加えて 331 名のうち約半数が「10 回以上訪れたことがある」と回答している。根強いファンであるリピーターの口コミの力は非常に大きく、リピーターが新たなリピーターを呼んでいる。また、町外のフィッシングガイドが釣り客を連れてきて、ファンが広がるケースも多く見られるという。このような状況であるため、リピーターやリピーターとなり得るイトウ好きの釣り客、フィッシングガイドの心を捉えることが重要視されている。

これまでに釣り客をメインターゲットとしたプロモーションとして、イトウを全面に推しだした PR 動画やパンフレットの作成、フライフィッシング関連専門のイベントへの出展などを行った。年に 1 度行われるイベントは非常にマニアックだが、訪れた人々の食いつきは上々で、成果が感じられるという。また、有名な釣り人を朱鞠内湖に招待してプライベートガイドツアーなどを体験してもらい、モニタリングをした上で感想の発信をお願いする、という手法での PR も行っている。

現在は釣り人がメインターゲットであるが、これからは釣り以外をターゲットに狙ってくる人も増やして行きたいという⁷⁸。そのために、朱鞠内湖の景色など新たな魅力を伝えていくためのプロモーションやアクティビティの充実を図っていく予定だ。

⁷⁷ 2019 年 9 月 18 日、古屋大輔さん聞き取りより。

⁷⁸ 同上。

古屋さんは観光協会や朱鞠内湖観光推進協議会の事務局としての視点だけでなく、地元出身者としての視点も持つ。町内では基本的に皆に知られており、「自己紹介のいない存在」である。そのため何か事業を始める上で話の進みが早いことも多く、移住してから 20 年経つ今もなお「よそ者」として扱われることもある中野さんを支える存在となっている。

また、町の中心であり人口の多い幌加内地区と、朱鞠内は「別の町」と表現できるほど関わりがなく、幌加内地区に住む人の多くは朱鞠内湖の魅力を知らないという。古屋さんは「朱鞠内のことを幌加内に伝えることも自分の使命」と捉えている⁷⁹。

3-7 朱鞠内湖観光推進協議会の存在

朱鞠内湖観光推進協議会は、「朱鞠内湖の観光振興及び環境保護を図る横断的な組織⁸⁰」として 2016 年に立ち上がった。協議会を立ち上げたきっかけは、朱鞠内湖のプロモーション活動を行うにあたって地方創生加速化交付金⁸¹という国の補助金の活用を目指したことである。交付を受けるためには、地域の協議会が必要であった。NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの代表を務める中野さんの「朱鞠内湖に特化した観光推進活動をしたい」という意見もあり、朱鞠内湖に何らかの形で関わるおおよそ全ての団体や人が所属する形となった。組織を構成するメンバーは以下の通りである。前節で述べた通り、運営の中心となる事務局は、幌加内町観光協会の古屋さんが務めている。

会長 幌加内町観光協会会長
副会長 朱鞠内湖淡水漁業協同組合代表理事組合長
理事 NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター代表（中野信之さん）
株式会社朱鞠内湖観光汽船⁸²代表取締役
監事 幌加内町観光協会理事
朱鞠内湖淡水漁業協同組合理事
事務局 幌加内町観光協会事務局（古屋大輔さん）

オブザーバー：幌加内町役場、北海道大学雨竜研究林、北海道電力株式会社、
（公社）北海道観光振興機構、北海道上川総合振興局

⁷⁹ 2019 年 9 月 18 日、古屋大輔さん聞き取りより。

⁸⁰ 自治大学校第 2 部第 186 期政策立案演習第 3 班発表資料『朱鞠内湖のプレミアムな観光資源を活用した多面的な地域振興～絶滅危惧種「イトウ」の保護と持続可能な観光振興～』2019 年（新江和夫発表資料）より。

⁸¹ 自治体の自主的・主体的な取り組みで、先導的なものを支援。事業に対し、国が地方負担なし（10/10）で資金提供を行う。

⁸² 朱鞠内湖で遊覧船や貸しボートを運営している。

朱鞠内湖観光推進協議会の主な事業として、「朱鞠内湖ブランディングワークショップの開催」が挙げられる。

内閣府から地方創生加速化交付金を受けた2016年に、『「朱鞠内湖×幻の魚イトウ」を活用したローカルワーク拠点創出・移住定住促進事業』が実施された。この事業において行われたのが、このワークショップである。朱鞠内湖観光推進協議会に所属するメンバーに加え、外部の人材をアドバイザーとして招き、朱鞠内湖における観光事業の可能性や課題について討議が行われた。

この「朱鞠内湖ブランディングワークショップ」は地方創生加速化交付金を受けた2016年で終わることなく2017年以降も毎年実施され、朱鞠内湖のPR手法に加え、環境やイトウ保護に関する意見交換や情報の共有を行う場となっている⁸³。座長は観光資源保護調査を担当する秋葉さんが務める。3-6で述べたように、「朱鞠内湖＝知る人ぞ知る場所」というコンセプトに沿って話し合いは進む。イトウを愛する釣り人をメインターゲットとした、マニア向けの「狭い」プロモーションが行われるようになったのもワークショップがきっかけだ。また、ふるさと納税の利用者⁸⁴に対する活動報告を行う媒体「シュマリ」が発行されるなど、成果がうまれている。

今年度（2019年度）のワークショップでは、レークハウスしゅまりないの老朽化への対応策や、朱鞠内湖の神秘的な雰囲気を保つための景観づくり、ふるさと納税におけるイトウの保護関連事業資金の今後の使い道、ブトカマベツ川氾濫原再生事業及びモニタリングプロジェクト（仮称）等について討議が行われた。

注目したいのが、ブトカマベツ川氾濫原再生事業及びモニタリングプロジェクト（仮称）である。2017年の秋に朱鞠内湖流入河川であるブトカマベツ川が氾濫し、中下流部で旧河川が復活した。（下記図参照）

⁸³ 現在、協議会の運営費は町の補助金と北海道観光振興機構の助成金、組織に所属する各団体の負担金によって賄われている。

⁸⁴ 寄付金の使い道として「イトウの保護に関する事業」を選んだ納税者。

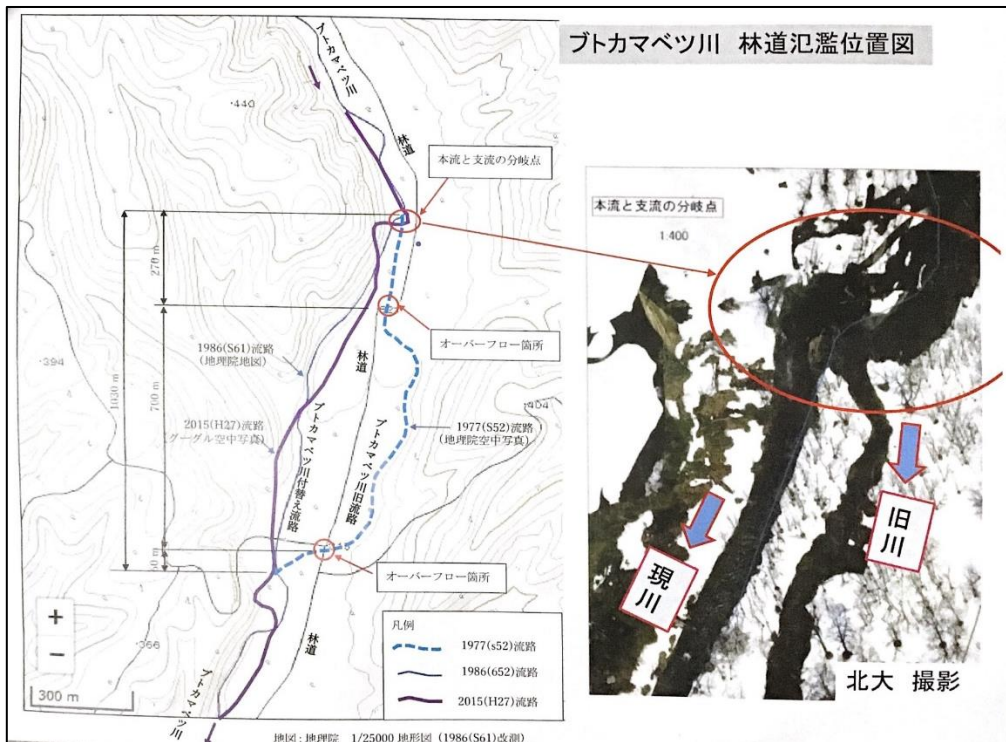


図 11 ブトカマベツ川の旧河川出現状況

(出典：2019年朱鞠内湖ブランディングワークショップ資料)

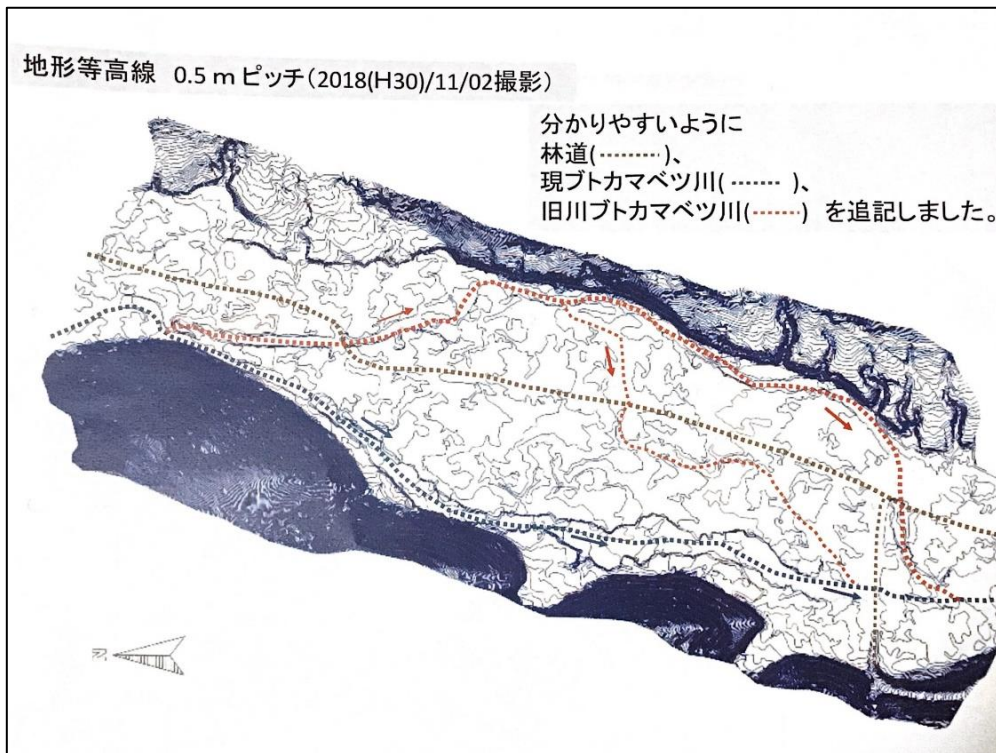


図 12 ブトカマベツ川の等高線図を用いて表した
林道、現ブトカマベツ川、旧ブトカマベツ川の状況
(出典：2019 年朱鞠内湖ブランディングワークショップ資料)

2018 年の春から、この旧河川への対応策について漁協と雨龍研究林、町などの間で検討が行われている。ブトカマベツ川は北海道大学雨龍研究林内に位置し、林道として利用するために砂利で寄せるなどして単純化（流れをまっすぐに）した河川のひとつである。旧河川は林道を侵食しているため、雨龍研究林サイドはブトカマベツ川を現河川に戻したいと考えている。しかし、イトウを含む生物の生息環境改善や河川環境の多様性創出のためには、旧河川を残しておくことが望ましい。また、ブトカマベツ川のイトウの産卵床数は減少傾向にあり、その理由のひとつとして河川の流れが単調であることが挙げられる。朱鞠内湖淡水漁協はこのまま旧河川を残し（氾濫原を再生し）、川を分流させたいと考えている。

2018 年ワークショップでも討議され、同年 11 月に現地の詳細な測量が行われた。現地測量の結果から、林道を使えるようにすることと旧河川を残すことの両立は可能と判断された。そのため今年のワークショップでは、両立のための具体策がいくつか示された。また、ブトカマベツ川の改修作業をする前と後で生物（主に魚類）の数は変わったのかを調べるために、事前と事後のモニタリング調査が必要であるという意見が出された。話し合いでは、雨龍研究林と漁協双方の意見を尊重し、互いが満足する結論を導くための努力が見られた。まずは、このモニタリング調査の計画や資金の調達方法について検討し、決定し次第調査を行うということで話がまとまった。

このように、朱鞠内湖に関係する団体は必ずしも利害関係が一致していない。全ての関係団体が集まって話し合いや情報共有を行う「朱鞠内湖ブランディングワークショップ」のような場は、利害関係が異なるもの同士が歩み寄り、円滑に事業を進めるにあたって非常に重要であると考えられる。

朱鞠内湖観光推進協議会という朱鞠内湖に特化した観光について考える組織ができたことで、古屋さんを中心にイトウを愛する釣り客へのアプローチが行われるようになった。

また、ワークショップという話し合いの場を毎年開くことで、関係団体の考えや現状を知ることができる。課題を共有し、有識者（環境調査の専門家である秋葉さんや、デザイナーの方など）を呼んで解決に向けた討議が行われている。そして実際にワークショップで話し合ったことや出たアイデアから、「シュマリ」の発行や「ブトカマベツ川の実地調査」の実施などが実行に移されている。

専任の事務局がないことや所属団体間の温度差が感じられること等、課題も残されているが、今後より互いの関係を深めていく上で必要な組織であると考えられる。

4 朱鞠内湖における希少魚イトウの持続的利用を目指した活動の成功要因と残された課題

4-1 成功要因

4-1-1 明確な役割分担

3章で、朱鞠内湖における、希少魚イトウを観光資源として利用し釣り客を呼び込みながらイトウを守る活動が、誰がどのように関わることで展開されているかについて明らかにした。これらを踏まえて、本章ではこの活動の成功要因と今後の課題について考察する。

成功要因の1つとして、活動における役割分担が明確であることが挙げられる。図13は、イトウの持続的利用を目指した活動に、誰がどのように携わっているのかについて示したものである

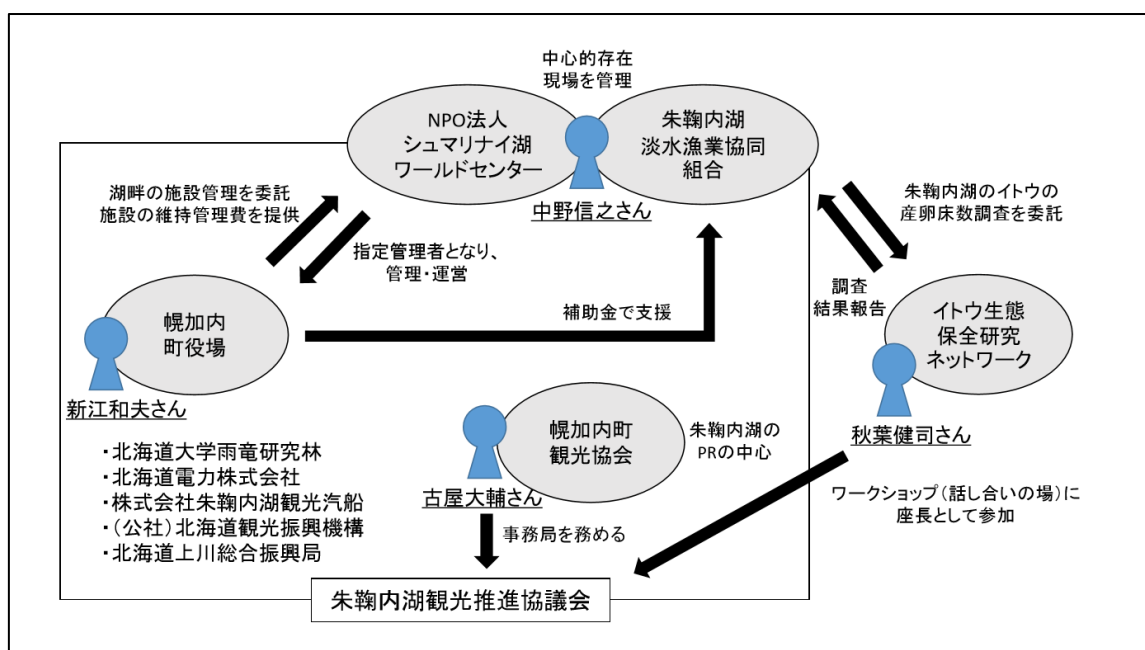


図13 朱鞠内湖におけるイトウの持続的利用を目指す活動に携わる団体や人々

(筆者作成)

3章で述べたように、現場で釣り場の管理や、宿泊施設運営など釣り客をはじめとする観光客へのサービスを行うのはNPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターである。古くから存在する朱鞠内湖淡水漁業協同組合は、遊漁規則の制定や巡視、増殖事業などイトウを守るための取り組みを行う。これら2団体の中心を担うのは中野信之さんだ。

漁協が依頼する、イトウの生息状況を知るための産卵床数調査を行うのはイトウ生態保

全研究ネットワークの秋葉健司さんであり、調査報告書や結果発表会を通して現状を伝えている。

この調査をはじめ、活動に関わる様々な取り組みを補助金を出すことで支えているのが幌加内町役場である。新江和夫さんは、ふるさと納税とイトウの保護を結びつけ、漁協やワールドセンターの取り組みに対して補助金（ふるさと納税の寄付金を含む）を交付するための規則「幌加内町水産業振興奨励補助金交付規則」を作るなど、活動に対して柔軟に協力している。

朱鞠内湖のイトウをシンボルとしたプロモーション活動など、外部への発信の中心を担うのは幌加内町観光協会の古屋大輔さんだ。中野さんらと協力し、イトウを愛する釣り人をピンポイントで狙った PR を行っている。

また以上で述べた団体はもちろん、朱鞠内湖に関係する全団体が集まる朱鞠内湖観光推進協議会という組織が存在する。この協議会が毎年開催している「朱鞠内湖ブランディングワークショップ」は、朱鞠内湖の PR 手法や環境、イトウ保護に関する意見交換や情報の共有を行う場となっている。話し合うだけでなく、出たアイデアのいくつかは実際に実行に移されている。協議会が存在することで、朱鞠内湖に関係する団体同士の結束をさらに強め、協力し合う未来を描けるようになったと考えられる。

このように、4人のキーパーソンが中心となって協力し合いながらイトウの持続的利用を目指した活動を展開してきた。ワールドセンターや漁協が朱鞠内湖の観光とイトウ保護の拠点となり、そこに町の組織やイトウの専門組織がそれぞれの形で協力しているからこそ、活動が続いていると考えられる。

4-1-2 漁業権の保有と活用

古くから朱鞠内湖淡水漁業協同組合が存在し漁業権を持っているため、イトウを法律の力を利用して保全できることも大きな強みである。

井田・奥山（2017）によれば、北海道ではごく一部を除き内水面の漁業組合が存在しないため、イトウを禁漁という法的手段を使って規制できない地域がほとんどであるという。このような状況の中、朱鞠内湖淡水漁業協同組合は湖全面とイトウの産卵床が集中する3河川の漁業権を持ち、遊漁規則として釣りをする上でのルールを定めることができる。遊漁料を徴収することもできる。

遊漁規則は、イトウを守って今後も資源として利用し続けるための内容となっている。10年に1度の漁業権切り替えの度に、ルールを追加してきた⁸⁵。これらのルールは、中野さん

⁸⁵ 2003年の切り替えの際に3河川の漁業権獲得と周年禁漁、2013年にキャッチアンドリリースの徹底や持ち帰り尾数の制限、シングル&パーブレスフックの使用を定めた。詳しくは2章参照。

をはじめワールドセンターに所属するイトウを愛する従業員の方々の訴えや努力によって出来上がったものである。現在も次回2023年の漁業権切り替えの際に、イトウの利用と保全の両立にとってより効果的な遊漁規則を定めるための「観光資源保護調査」が行われている。

遊漁規則があるだけでなくしっかり守られているかどうか、人の目によって監視することも大切だ。3-3で漁協とワールドセンターは弱点を補い合っていると示したが、漁協の弱点は「人材」であるという⁸⁶。現在、漁協に専属の職員はいない。そのため、漁協はワールドセンターに業務を委託し、ワールドセンターの従業員が釣り客の受付や巡視を行っている。中野さんが漁協の理事を務め、ワールドセンターの従業員のうち数人が漁協の組合員となっているなど、2つの団体が「一体化」するような形で「遊漁規則が守られる環境」が作られ、イトウの観光資源としての利用と保全の両立を達成していると言える。

4-1-3 朱鞠内湖とイトウに対する「ブランド意識」の共有

中野さんをはじめとする活動に携わる人々が、朱鞠内湖とイトウを「価値の高いもの」と捉え、それに沿ったサービスやプロモーションを作り出している点も成功要因であると考ええる。

かつて地元の人にとってイトウは「当たり前にいる存在」であり、自由に釣って食べたり、自分が儲けるために売ることができる存在であった⁸⁷。また、地元出身の新江さんや古屋さんからは、朱鞠内湖について「何もない場所というイメージがあった」「ほとんど行ったことがなかった」といった言葉が聞かれた⁸⁸。

しかし現在、中野さんの「希少魚であるイトウを守ろう」「守るだけでなく、地域振興に活用しよう」という働きかけや、その思いに心を動かされた人々の力により、イトウを大切な資源とみなし限りある資源だからこそ無駄に消費せず、大切に利用するという意識が地域に広がり始めている。中野さんは、「イトウを獲らずに残せば（キャッチアンドリリースをすれば）、1匹1匹が価値を生む。何十年も生きてくれるから釣り人に何回も釣ってもらえる。何循環もしてくれる。」と語っていた⁸⁹。それと同時に朱鞠内湖に関して、神秘的な雰囲気やありのままの自然が残されている点を魅力と捉え、それに合わせたプロモーションが行われるようになった。自然資源や秘境感を守るためにも、大々的に宣伝して大勢の人に来てもらうのではなく「知る人ぞ知る場所」ということを大切にしている。

これらのブランド意識は、ワールドセンターが運営するプライベートガイドツアーに表

⁸⁶ 2019年12月3日、中野信之さんへの聞き取りより。

⁸⁷ 2-1-2項参照。

⁸⁸ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取り・2019年9月18日、古屋大輔さんへの聞き取りより。

⁸⁹ 2019年6月20日、中野信之さんへの聞き取りより。

れている。ツアーへの参加料をある程度高い値段に設定し、1人あるいは2人という少人数に対して丁寧にガイドを行うことで、イトウを愛し保護に理解がある釣り客を呼び込むことができる。そのような釣り客がリピーターとなり、その口コミの力で新たなリピーターが生まれる。

朱鞠内湖観光推進協議会のブランディングワークショップでも、「お客さんはある程度選びたい」という意見が出ていた。イトウという資源は限りあることから、現在のコンセプトは適切なものであると考えられる。

4-1-4 中野さんの地域全体を考える姿勢

ワールドセンターの活動目的はお金をたくさん稼ぐことではなく、イトウを守りながら利用し、地域振興につなげることである。代表の中野さんは自分の事業だけでなく、朱鞠内やその周辺地域の未来についても考えている。それが表れているのが以下の語りである。

朱鞠内や母子里、添牛内はよっぽどのことがない限りは消滅してしまう。(中略)

(朱鞠内湖にイトウを目当てに) いろんなガイドさんが来る。春にお客さん連れて。ありがたいがそういう人たちがここで資源を取り尽くして「最近朱鞠内は最近釣れなくなったね」と言ってよそに行くことはできるけど、我々はよそに行けない。だからこそ地域を守る仕組みを作らなければならない。(中略)

地元の子供が帰って来られるような仕事を作りたい。このままだったら(この地域は)死んでしまう。これをどうしたらみんなにわかってもらえるのか、考えている。⁹⁰

このように中野さんがイトウだけでなく、幌加内町の今後も見据えて行動しているからこそ、ワールドセンターと共に様々な取り組みを行う協力者が表れたのだと考える。活動のキーパーソンであり、地元出身の新江さんと古屋さんは以下のように話している。

(新江さん)

私は地元民なので、それほど地元の魅力がわからなかった。ずっといる当たり前の風景、当たり前のことなのでそのすごさがわからないんだけど、大阪からわざわざここにきていろいろ地域なり朱鞠内湖に魅了されて移住、定住したっていう人の話の内容や目線は衝撃だった。(中略)

中野さんは将来的にも朱鞠内の中心的人物だし、朱鞠内に住んでる長老たちもそうなってほしいと思っているだろうし。⁹¹

⁹⁰ 2019年6月20日、中野信之さんへの聞き取りより。

⁹¹ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取りより。()内は筆者の補足。

(古屋さん)

中野さんが NPO を立ち上げたとき、いろんな中野さんの仲間や移住者が集まってきて頑張ってくれて盛り上げていた。朱鞠内のことだけでなく幌加内全体のことでも考えて盛り上げてくれてるなって。自分たちのことだけでなく全体のことを考えてくれているところに感銘を受けた。移住者の人たちなのにそんなに考えてくれてるんだって。地域に誇りを持ってやっているということが伝わってきた。変に安売りしなくていいし、すごい価値のあるところだからその価値を大事にするべきだ、ということに気が付いた。⁹²

幌加内町の細川雅弘町長も、中野さんのことを「朱鞠内という地域を考えている。地域を心配してくれている。一緒にタッグを組んで進んでいきたい」と評価していた⁹³。幌加内町に昔から住む人の中には中野さんのことを批判する人もいるというが、背中を押す人もたくさんいる。大阪出身の中野さんが中心となって、朱鞠内湖でイトウの持続的利用を目指した活動が展開できるのは、中野さんがイトウや地域全体に対して愛と誇りを持っているからだと考える。

4-2 今後の課題

4-2-1 人材育成の不足

イトウの持続的利用を目指した活動を今後も続けていくに当たって、様々な面で人材育成が必要である。

まず、NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターの取り組みや、朱鞠内湖淡水漁業協同組合として行っているイトウ保護の活動は、現在中野さんの力で成り立っているところが大きいと言える。中野さんは自らも現場の第一線で活躍しており、プライベートガイドツアーのガイドや渡船、ワカサギ漁などで湖に出ていることが多い。これについて、幌加内町役場の新江さんは未来を見据えて以下のように述べた。

中野さんがワールドセンターの理事長として自分が最前線でガイドをやったりするんじゃないくて、あくまで会社の経営者として采配して人材を育ててほしい。今も育ててはいるんだけど、最前線にいけるような人を育てられるようになっていけば（現場や事業が）もっとうまく回ってる。（中略）中野さんが「経営者」になれていない要

⁹² 2019年9月18日、古屋大輔さんへの聞き取りより。（）内は筆者の補足。

⁹³ 2019年9月17日、細川雅弘さん（幌加内町長）への聞き取りより。

因は、人材育成ができていないこと。中野さんに周りが頼っている、というのもある。

94

新江さんは、今後もイトウの持続的利用を目指した活動を展開し続けるためには、中野さんが「経営者」として各事業の中心を担う後継者の育成や書類のやり取りなどに専念する必要があると考えているようだ。

一方で、中野さんは現場を自分の目で見ることが大切にしている。また、中野さんのことをよく知る幌加内町観光協会の古屋さんは、「中野さんは、自分でフィールドに出ないとダメな人。お客さんと接触しててわかること、現場で吸収することがたくさんあると思うので。」と語っている⁹⁵

実際、新江さんも話しているように、ワールドセンターで人材育成が全く行われていないわけではない。例えば、プライベートガイドツアーは中野さんだけでなく、30代男性従業員も担当している。「サクッとワカサギ」の製作では、地元出身の女性の従業員に舵取りを任せるなど、それぞれのスタッフに「自分の強み」を持たせようと試みている。これを今後も続けていく必要がある。

またワールドセンターだけでなく、この活動自体がキーパーソン4人（中野さん、秋葉さん、新江さん、古屋さん）の力で成り立っている面がある。

秋葉さんの観光資源保護調査を引継ぐ人材も必要だ。新江さんの話によれば、調査が始まった当初、調査に朱鞠内湖淡水漁業協同組合の人が同行して、漁協単体でも調査ができることを目指して人材育成をする約束だったという。しかし、現状それは行われていないようだ。新江さんはこれについて以下のように話した。

調査は技術なので、現場に行っても覚えないと、机上では覚えられないので。（調査ができるような）人材育成をしてほしいとこっちは頼んだんだけどしてもらえてない。ほかの業務で忙しいから、調査に同行させることができないと。それはちょっと違うんですかって話は中野さんともしてる。⁹⁶

秋葉さんは毎年観光資源保護調査の報告書を作成しており、「わたしが全く知らない人が調査の跡を継いだとしても、報告書がとりあえずガイドラインにはなると思う」と話す⁹⁷、秋葉さんの後を継ぐためには、実際に調査の現場を見る必要がある。

役場についても、人の異動が激しく担当者によって温度差があると中野さんが不満を漏らす場面もあった⁹⁸。新江さんの行ってきたことを引き継ぐような人材も必要だ。活動を今

⁹⁴ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取りより。

⁹⁵ 2019年9月18日、古屋大輔さんへの聞き取りより。

⁹⁶ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取りより。

⁹⁷ 2019年8月9日、秋葉健司さんへの聞き取りより。

⁹⁸ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。

後も継続するためには、人材育成の面にも気を配る必要があると考えられる。

4-2-2 漁業法との考え方の違い

漁業法が、朱鞠内湖の「イトウを守りながら利用する」という姿勢と相容れないと中野さんたちは感じている。

2003年の漁業権切り替えの際、イトウの産卵場所となっているブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川の漁業権を新たに取得した。また、遊漁規則で3河川の周年禁漁を定めた。漁業権を取得し遊漁規則を定める際には、知事の許可を受ける前に、北海道庁の水産林務部か、水産林務部を通じて水産庁に相談する必要がある。この時、退職を間近に控えた北海道庁の担当職員を説得し、その人が力を尽くしたおかげで漁業権を取得できたと中野さんは言う⁹⁹。それから10年経った2013年の漁業権切り替えの際に、モシリウンナイ川、美深越沢川、ウツナイ川の漁業権も新たに取得しようと試みた。しかし、取得できなかった。2003年時とは異なる道庁の担当者に、「その河川で漁業するんですか？（しないのなら、漁業権は与えられない）」と言われてしまったという¹⁰⁰。漁業権の取得について、秋葉さんも以下のように話している。

今中野さんが苦慮してるのは、漁業法とか漁業権はあくまで魚を獲るためのものなので、あんまり禁漁とかは前向きにとらえる方向ではない。資源保護を前面に打ち出しすぎる釣りの在り方っていうのは、漁業法の基本的な姿勢とは相いれないので、上級官庁には評判がよくない。かと言って今のところは漁業権以外に遊漁と希少種保全を両立させることができる法令はない。¹⁰¹

ここで、朱鞠内湖淡水漁業協同組合が保有する、第5種共同漁業権の性格について考えてみたい。1949年に漁業法の改正が行われた。海面漁業の漁業権の整理が、日本の漁業の実態をもとに法律化された戦前の漁業法の基本精神を受け継いだとされているのに対し、内水面漁業に与えられる第5種共同漁業権は、新たに作り出された権利だ。この権利は、漁業権者が、国が行うはずであった増殖事業を肩代わりする代わりに、遊漁者から「金を取る権利」である。増殖努力の短期的評価についての客観的指標としては、魚類の放流量が選択されやすい¹⁰²。第5種漁業権で増殖が義務化したことで、増殖＝放流主義が制度的な面からも強化されたことになる。これによって、地域住民がそれまで持っていた主体的に川と関わる

⁹⁹ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。

¹⁰⁰ 同上。

¹⁰¹ 2019年8月9日、秋葉健司さんへの聞き取りより。

¹⁰² 矢作川漁協100年史編集委員会（2003）が、大森（2000）を参照し、述べている。

権利が後退し、「川のある生活」が否定されたという（芝村，2003；矢作川漁協 100 年史編集委員会，2003 より）。

増殖＝放流主義が、川と関わる権利を後退させるという事実を体現しているのが、アユの生息地である矢作川¹⁰³の漁業者と漁業協同組合の歴史だ。矢作川の漁業者と矢作川漁協の歴史は、河川開発に絶えず寄り切られてきた歴史であった。そしてその損失を放流の量的拡大によって補おうと努めてきた歴史であったという。

矢作川漁業組合は、設立から 10 年経った 1936 年に漁業権（当時は漁業法改正前であったため、地先専用漁業免許）を設定した。この時期、河川の電源開発が次々と展開されたため、漁業権を設定することで自らの権利を主張する必要があった。これらの水利事業によって、河川環境は悪化し、それに伴って魚も減少する。この問題を解消するために行われたのが、アユの放流だ。発電所などの河川を横断する工作物によって魚が減少し、それを補填するためにアユを主とする放流が行われる。また、ダムなどの建設による漁業権の侵害に対して支払われる損害補償金は漁獲高の復元費であり、復元費とは事実上の放流費を意味する。河川環境の悪化によるアユの減少を、河川環境の改善に手を付けることなく、アユをたくさん放流することで解決しようとした。

しかし、アユをいくら放流したところで、生息できる環境がなければ意味がない。この矛盾が、1980 年代から 1990 年代にかけて現れた。1970 年代後半から、矢作川はアユを求めて多くの遊漁者が訪れる場所となっていたが、稚アユの冷水病やカワシオグサ¹⁰⁴の大量発生等、魚の病と川の痛みが顕在化してしまう。これによって 1990 年代以降、ようやく河川環境の改善が漁協の取り組むべき課題として、クローズアップされるようになる。矢作川漁業組合は、環境保全主体として自らを再定義した。矢作川河口堰建設をめぐる対応において、それまで目指してきた大量放流や補償金での解決ではなく、河川環境改善を要求する方針を固めたことから、漁協の方針転換がうかがえる。「川本来の姿を取り戻す」ことを優先するようになった。

このように、矢作川の事例から、「魚が減ったら、放流すればいい」という考えが、河川環境をより悪化させ、人と河川のかかわりを奪うものであることがわかる。第 5 種共同漁業権は、増殖を義務付けており、増殖＝放流主義を制度的に強化している。河川環境自体を守ることで、魚を守るという考えを持つ朱鞠内湖の中野さんたちと、増殖事業を行うことで魚を増やすことを求める第 5 種共同漁業権の考えが合わないのは、当然のことなのかもしれない¹⁰⁵。

中野さんや秋葉さんは、次回の漁業権切り替えの際に、モシリウンナイ川や宇津内湖の流

¹⁰³ 長野県下伊那郡浪合村と同平谷村の境の大川入山に源を発し、長野・岐阜県の山間地を経て愛知県のはぼ中央を南に流れ、三河湾に流入する。

¹⁰⁴ アユの餌となる川床の石に生えている藻を覆うように繁茂するため、アユの生育の妨げとなる。

¹⁰⁵ 第 5 種共同漁業権と、矢作川の事例については、芝村（2003）と矢作川漁協 100 年史編集委員会（2003）を参考にした。

入河川の漁業権を取りたいと考えている。2013年のリベンジだ。それは、禁漁区に設定したいからではなく、遊漁料を徴収し、プライベートガイドツアーでも利用をしたいと考えているからだ。漁業権を持って管理する釣り場を増やすことで、特定の場所のイトウばかりが釣られる（負荷がかかる）という状況を避けるためでもある。

また、船では行くのが難しい（陸路で行くことができる＝密漁されやすい）河川や、漁協が放流したイトウが戻ってきている河川¹⁰⁶を保護する必要もある。それにあたって中野さんは漁業権を取得して全魚種禁漁にするのではなく、イトウのみを禁漁にする方法など、代替案も考えているという¹⁰⁷。

いずれにせよ、なぜ河川の漁業権を取得する必要があるのか、イトウを禁漁にする必要があるのか、その根拠を示して説得する必要がある。これは中野さんも自覚しており、「本当は3河川の漁業権を取得した時のやり方じゃなくて（＝担当者の力で漁業権を取得するのではなく）、データを示して根拠と理念に合っているかどうか（納得してもらって）とらなないとダメ。（2013年、漁業権を取れなかった時は）作戦不足だった。」と話している¹⁰⁸。

2023年の漁業権切り替えの際にしっかりと根拠を示すためにも、「観光資源保護調査」をひき続き継続し、どこでどれくらいイトウが産卵しているのか、再導入したイトウがどれくらい戻ってきていると考えられるのか、把握する必要があるだろう。また、放流したイトウの稚魚の数など、数字を必ず記録し、データを積み上げていくことが求められる。

4-2-3 イトウを釣ることによって生じる負荷

朱鞠内湖のイトウは、釣ったら必ず湖に戻す（＝キャッチアンドリリースする）ことが遊漁規則によって定められている。しかし、すぐに自然に戻すからと言ってキャッチアンドリリースが必ずしも魚に優しい釣り方ではないという。亀井（2013）によれば、釣られたことが原因で、つりばりのできた傷や手で触られることによる皮膚の損傷などで魚が死んでしまうことも多いそうだ。

実際、イトウの扱いに慣れている中野さんでさえ、「今年プライベートガイドツアーをやる中で、10匹は殺してると思う。」と話していた。釣り針をイトウに飲まれてしまい、外そうとして失敗することがあるそうだ¹⁰⁹。初心者で魚の扱いに慣れていない釣り人が、うまく釣り針を外すのは難しいだろう。またイトウの保護に理解がなく、素手で触ってしまう、湖から長い時間上げて写真撮影をしてしまう釣り人がいることを考えると、朱鞠内湖のイトウに対して、負荷がかかっていることは確実であると考えられる。

¹⁰⁶ 漁協によるイトウの再導入は3-3参照。

¹⁰⁷ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。

¹⁰⁸ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。（）内は筆者の補足。

¹⁰⁹ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。

イトウが釣られることによって生じる負荷は、産卵床の数にも影響を及ぼしている可能性がある。イトウが産卵を行うため、周年禁漁としているブトカマベツ川の産卵床数が減少している。これは、ブトカマベツ川が朱鞠内湖に流れ込む場所（流入域）での釣りが行われ、それによってイトウに負荷がかかっているからではないかと予想されている。図 14 は、ブトカマベツ川確認された産卵床数の推移である。

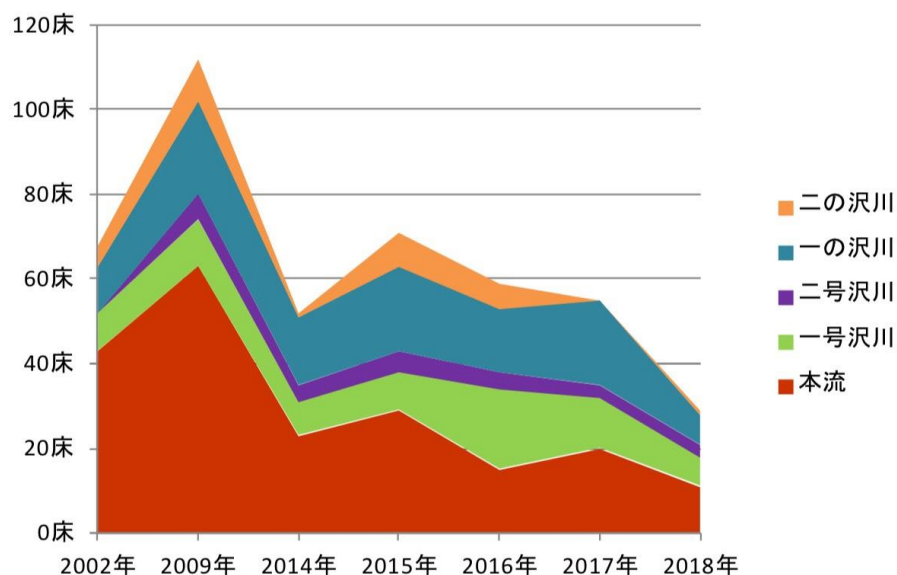


図 14 ブトカマベツ川セクション別確認産卵床数の推移

(出典：平成 30 年度 朱鞠内湖観光資源保護調査報告書)

※2018 年度の調査でブトカマベツ川の調査区間が延長されたが、その分は除外。

2009 年の時点では、100 以上の産卵床が見られたが、2014 年の調査では半分近く減っている。2018 年度の調査ではついに 30 床を切り、大幅な減少となった。2017 年度と比べた増減比は、53%であった。朱鞠内湖・宇津内湖合計の増減比が 85%であることから、ブトカマベツ川で特に産卵床の減少が著しいことがわかる¹¹⁰。

調査を行った秋葉さんは、「ブトカマベツ川のインレット（水が流れ込む場所、流入域）に、毎日のように通って釣りをする地元の人がある。違法ではないけど。そういうことが（産卵床数の減少に対して）影響強いのかな。」と話した¹¹¹。

また中野さんもブトカマベツ川と釣りによって生じるイトウへの負荷について、以下のよう述べている。

(ブトカマベツ川の産卵床の減少について) 今年は一よつとしたらその影響 (= 流入

¹¹⁰平成 30 年度 朱鞠内湖観光資源保護調査報告書より。

¹¹¹ 2019 年 8 月 9 日、秋葉健司さんへの聞き取りより。() 内は筆者の補足。

域で釣りが行われている影響) がかなりあるんじゃないかと思う。ブトカマベツ川の流入域は、プライベートガイドツアーでも結構使ってる。イトウの産卵後から(利用を)開始にしている、メインの釣り場になっている。そのイトウすごいガリガリで、食えてない。いじめまくってるのかな?産卵時期の頃も、そこに釣り人が結構入っている。イトウはデリケートだから、ここは危険だと思って産卵を放棄しているのかも。

112

現場を管理する中野さんも、ブトカマベツ川付近に生息するイトウに、釣りによって負荷がかかっていることを実感しているようだ。

しかし、ブトカマベツ川での産卵床数が減っていることや、イトウがガリガリであることの原因が、必ずしも釣りによって負荷が生じているからとは限らない。その括弧たる証拠はないという。また、釣りをすることでイトウにどのくらいストレスがかかっているのかも、具体的にはわかっていない。これについて秋葉さんは以下のように述べている。

釣り人のニーズが折り合えば、次の遊漁規則でブトカマベツ川と泥川の流入部は蔭の沢川と同じように全面禁漁にする代わりに、蔭の沢川の流入域を解禁にしたらどうか。解禁にして5, 6年して釣り人がバンバン釣って、蔭の沢の産卵床も減っているとすれば、流入エリアを禁漁にした方がいいとなる。(中略)イトウが減ってしまったのは元も子もないが、そっち(イトウの保護)を強力に推し進めるがゆえに観光振興が下がっても意味がない。(中略)

でもそもそも、(産卵床数の減少が釣りによる負荷のせいだという)証拠がない。疑わしきは罰せずなのか、(イトウや産卵床が減ってしまった)やばいと思ったときには取り返しがつかないのか。そこのところのせめぎ合いをどうするかという問題を今のところ解消できていない。¹¹³

湖の流入域での釣りを制限したところで、本当に産卵床数が増えるかはわからないのがこの問題の難しい点だ。中野さんも、「やってみないとわからない」と述べている¹¹⁴。

しかし、イトウに対しできるだけ負荷をかけないようにすることが必要なのは確実である。実際、すでに中野さんや秋葉さんは対策を練っている。例えば、釣りが解禁される5月からイトウが産卵を行う6月までの期間のみ、河川を禁漁にする時期的な部分禁漁だ。秋葉さんが行う「観光資源保護調査」によって、河川ごとの産卵時期が明らかになってきたため、可能であると考えられている。

また、遊漁規則で定められている釣り針についても、変更が行われるかもしれない。現在

¹¹² 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。()内は筆者の補足。

¹¹³ 2019年8月9日、秋葉健司さんへの聞き取りより。()内は筆者の補足。

¹¹⁴ 2019年10月21日、中野信之さんへの聞き取りより。

使用してよい釣り針は、シングル&バーブレスフックのみと定められているが、シングルではなくトリプルの方がイトウが傷つかないのではないかと議論されている。力が分散するからだ。そして針の数や返しの有無だけでなく、釣り針自体の大きさも制限したい、小さいサイズのみ許可としたい、と考えているという。

訪れる釣り客のことも考えながらもできるだけイトウに負荷がかからないよう、ルールを試行錯誤していくことが求められる。釣り客たちへ、釣ったイトウをただ湖へ返せばよいわけではなく、できるだけ水から上げずすばやく針を外してもらうよう促していくことも必要だ。また 4-2-2 でも述べたが、ブトカマベツ川流入域等の特定の場所に釣り客が集中しないように（特定の場所のイトウに負荷がかかりすぎないように）、他河川の漁業権を取得して釣り場として管理することも有効であると考えられる。

イトウへの負荷を把握するために、「観光資源保護調査」を続けることに加えて、釣り人に協力してもらうことも効果的なのではないだろうか。秋葉さんは、「釣り自体が調査という形で、ちゃんとその場所に釣り人何人入れて1人当たり何匹釣って、というような数字の積み重ねをしていけばトータルの数の増減やサイズが大きくなっているのか小さくなっているのかわかる」と話していた¹¹⁵。イトウに対する負荷を正確に全て把握するのは厳しくても、大きさの変化や数の増減がわかれば、その場所のイトウが元気かどうか、なんらかの対策をする必要があるかどうかは判断できるだろう。

中野さんや秋葉さんを中心に、現場ではイトウをできるだけ傷つけないようにどうしたらよいか検討が行われている。イトウを利用する限り、今後も絶えずそれを続けていく必要がある。

4-2-4 税収が減る中での補助金の利用

朱鞠内湖におけるイトウの持続的利用を目指した活動に対し、様々な面で幌加内町から補助金が支払われている。

朱鞠内湖畔のレークハウス、キャンプ場、ふれあいの家まどかは町が所有しており、ワールドセンターが指定管理者となっている。ワールドセンターに対し、キャンプ場の運営補助金として年間約 1200 万円、まどかへの運営補助金として年間約 2100 万円が支払われている。レークハウスは運営補助金を利用していないが、3 施設の修繕費は町が負担している。

漁協の各種事業へも補助金が支払われている。「幌加内町水産業振興奨励補助金交付規則」に則り、増殖（孵化放流）事業や、産卵床数を数える「観光資源保護調査」等に対し資金面での援助を行っている。「観光資源保護調査」については、ふるさと納税における「イトウの保護に関する事業」への寄付分が利用されている。

¹¹⁵ 2019年8月9日、秋葉健司さんへの聞き取りより。

朱鞠内湖観光推進協議会の運営費も、主に町からの補助金で賄っている状態だ。

加えて、現在朱鞠内湖畔の施設について老朽化が進んでおり、整備や建て直しが検討されている。レークハウスの部屋数の少なさやキャンプ場のトイレの建て替えなどの解決が急務であるという。

幌加内町は人口減少が進んでいる。それに伴い、税収が減る。現在の人口も約1,500人と、非常に小さい町であることから、大変深刻な問題である。また、老年人口率が40パーセントを超えており超高齢化社会である幌加内町において、医療・福祉分野に割かれる税金が増加してゆくと考えられる。したがって、今後朱鞠内湖の施設の維持や観光に関わる事業に対する補助金の支払いがどんどん厳しくなっていくことが予想される。

細川町長は、「医療や介護、福祉が充実し、安心安全が確保されて初めて観光を盛り上げることができる」と話していた¹¹⁶。新江さんも、「1番最初に削れるのは観光の予算」と述べている¹¹⁷。幌加内町公共施設等総合管理計画にも、「少子高齢化など社会構造の変化に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少による税収の減少等を踏まえると、本町の財政状況は更に厳しくなることが予想され、公共施設等の維持・管理に係る費用を確保することはより難しくなると予想されます」という記述がある。

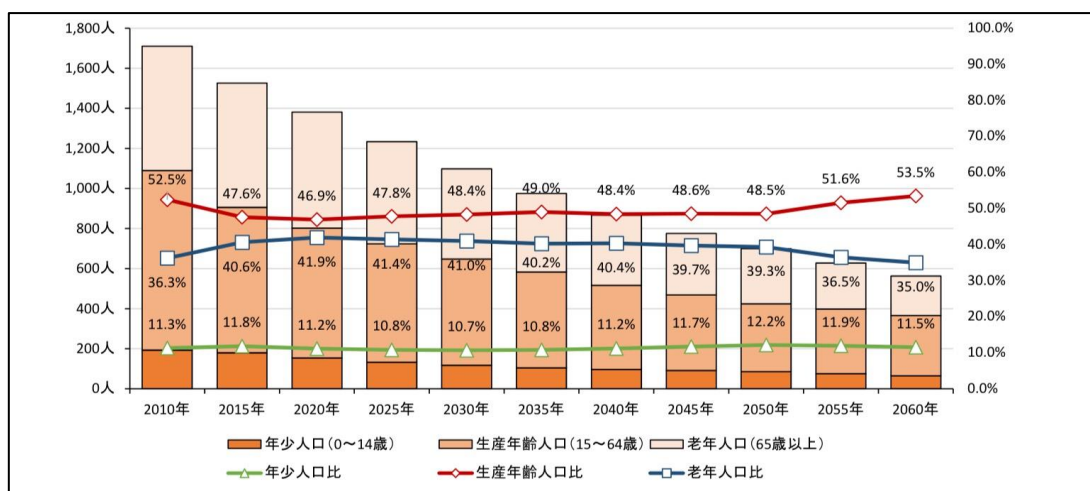


図15 幌加内町における将来人口の見通し

(出典：幌加内町公共施設等総合管理計画 元資料は幌加内町人口ビジョン)

中野さんは、今後町の財政状況が厳しくなっていくことを十分理解しており、資金の面で行政に頼らずワールドセンターや漁協を運営していくことが求められる時代がやってくると感じている。しかし現状として、キャンプ場で利益を上げることや、ふれあいの家まどか

¹¹⁶ 2019年9月17日、細川雅弘町長への聞き取りより。

¹¹⁷ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取りより。

を補助金なしで運営、維持していくことは厳しいという¹¹⁸。

また、新江さんは将来を見据えて、朱鞠内湖観光推進協議会が最終的には行政から独立し自分で稼げる「まちづくり会社」となってほしいと考えているようだ。独自にネイチャーガイドなどを行い利益を得て、人を雇える組織が理想だ。幌加内町観光協会の社団法人化も方法の1つとして考えているという¹¹⁹。しかし、観光協会と朱鞠内湖観光推進協議会の事務局を兼任する古屋さんはこれに対し、「ある程度の収益が見込める事業がないと不可能で、現実的なのかな？と思う」と話した¹²⁰。町の財政状況が厳しくなっていくため、補助金頼みではいけないという認識は当然持っているが、「稼ぐ手段」が現時点では見つかっていないという。

このように、今すぐに町の補助金に頼らないで、ワールドセンターや朱鞠内湖観光推進協議会を運営するのは難しい。当面は国や道の補助金の活用や、ふるさと納税の寄付金の「観光資源保護調査」以外への使用の検討を行う必要がある。その上で、ワールドセンターや朱鞠内湖推進協議会といった組織が今後どのように町と関わっていくのか、考えていくことが求められる。

4-3 希少魚の利用と保全の両立のあり方について

希少魚の利用と保全を両立するために、何が重要なポイントだろうか。また、直面する可能性がある課題には、どのようなものがあるだろうか。ここでは、ここまで議論してきたことをまとめながら考えてみたい。

朱鞠内湖では、イトウの観光資源としての利用と保全の両立を目指した活動が、4人のキーパーソンを中心に展開されている。NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターと朱鞠内湖淡水漁業協同組合が現場の管理を担う。ワールドセンターの代表と漁協の理事を務める中野さんは、イトウのことだけでなく、朱鞠内湖周辺地域の未来を考える人物である。中野さんを、専門的な知識を提供することで支えるのがイトウ生態保全研究ネットワークの秋葉健司さんだ。観光資源保護調査を担当し、調査でわかったことから遊漁規則等に対してアドバイスをを行っている。幌加内町役場の新江和夫さんは、活動の資金確保のために力を尽くしている。ふるさと納税の活用や、町の補助金を利用するための「幌加内町水産業振興奨励補助金交付規則」を作成するなど、柔軟な対応で活動を支える。幌加内町観光協会の古屋大輔さんは、朱鞠内湖について外部への発信を担当する。イトウをシンボルとしたプロモーション活動を中心となって進めている。これらの団体や人に加えて、朱鞠内湖に関わる全ての団体が所属する朱鞠内湖観光推進協議会が存在し、ワークショップでの意見交換を行って

¹¹⁸ 2019年10月22日、中野信之さんへの聞き取りより。

¹¹⁹ 2019年9月17日、新江和夫さんへの聞き取りより。

¹²⁰ 2019年9月18日、古屋大輔さんへの聞き取りより。

いる。協議会やワークショップの場を活かし、今後さらに活動に関係する団体を増やしていくことが期待される。

このように、現場を管理するワールドセンターや漁協を、主に3つの団体とそこに所属する人々がそれぞれの形で支える体制ができあがっていることで、活動が成り立っている。希少魚を守りながら利用するために、現場を管理する団体と、希少魚の生息状況の調査などを行い専門的な知識を提供する団体、資金や町の規則などの面から支える行政、観光協会など外部へのPRの中心を担う団体が、協働して活動を進めることが必要だ。加えて、地域全体を巻き込む組織や、情報共有や討議を行う場があることが理想である。

活動に携わる人々の間で、イトウに対する「ブランド意識」が共有されていることもポイントだ。「イトウのことが好きで、保護に対して理解がある人のみ釣りに来てほしい」というプライドがある。このプライドを共有することが、希少魚を守ることに繋がると考えられる。

また、朱鞠内湖の事例の大きな特徴が、朱鞠内湖淡水漁業協同組合が保有する漁業権を活用してイトウの利用と保全を達成している点だ。湖全面の漁業権はもちろん、イトウの産卵床が集まる3河川（ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川）の漁業権も取得している。遊漁規則によって、キャッチアンドリリースの徹底やシングル&バールブレスフックのみの使用、漁業権を保有する3河川の周年禁漁など、釣り人に向けたルールが定められている。ルールが定められているだけでなく、朱鞠内湖淡水漁業協同組合とNPO法人シュマリナイ湖ワールドセンターが協力して、釣り客の受付や巡視、ルール違反者への声かけが行われることで、ルールが守られる環境が作られている。希少魚を守りつつ訪れた人が釣りを楽しむためのルールを作成し、そのルールが守られることで、希少魚を持続的に利用することができる。

一方で、朱鞠内湖において今後もイトウの利用と保全の両立を目指した活動を継続するために、向き合うべき課題がある。

現在、活動がキーパーソン4人の力で成り立っている面が大きく、彼らの後を継ぐような人物が必要だ。特に、活動の中心を担う中野信之さんは、現場に出るだけでなく人材育成にも気を配ることが求められる。

朱鞠内湖淡水漁業協同組合は、湖全面と、ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川の漁業権を取得しているが、その3河川以外の流入河川の漁業権は持っていない。漁業権を取得すれば、ブトカマベツ川、蔭の沢川、泥川のように、遊漁規則によって禁漁を定めることができ、イトウや産卵床を守ることに繋がる。漁協が行っている増殖事業によってイトウの再導入が達成されている河川を、法的に保護できる。漁業権取得の目的は、禁漁措置をとることだけではない。河川を釣り場として管理し、そこで釣りをする人から遊漁料を徴収することができるようになる。ワールドセンターが行うガイドでの利用も可能となる。2013年に、モシリウンナイ川、美深越川沢川、ウツナイ川の漁業権を取得しようとして「漁業をしないのなら、漁業権は与えられない」と道庁の担当者から却下されてしまった過去をふまえ、2023年の漁業権切り替えの際には、なぜ河川の漁業権を取得する必要があるのか、根拠を示して

説得を行うことが求められる。

イトウを釣ることによって、イトウに対して負荷がかかっていることについても検討することが必要だ。現状、ブトカマベツ川流入域での釣りが原因で、ブトカマベツ川の産卵床が減少し、付近に生息するイトウがやせ細っている可能性がある。特定の場所のイトウばかりが釣られ、傷つけられることを防ぐためにも、河川の漁業権取得によって管理できる釣り場を増やすことは有効だ。また、イトウの状況を見て、遊漁規則の再検討と改正を行う必要がある。現在、釣り針に関するルールの改正や、ブトカマベツ川の流入域を禁漁にする代わりに、蔭の沢川の流入域での釣りを解禁するなどの対策が検討されている。また、どれくらいイトウに負荷がかかっているか把握するためにも、観光資源保護調査を継続することが必要不可欠だ。イトウの稚魚を放流した場所や数等、イトウに関するデータは必ず記録し、データを積み上げていくことが求められる。これは、次回の漁業権取得の際に、取得する必要がある根拠を示す上でも利用できる。

活動の資金をどのように確保するかということも、大きな問題だ。幌加内町において、人口減少によって税収が減り、高齢化によって社会保障費が増大する中で、多くの面で町の補助金に頼りながらイトウの持続的利用を目指した活動が展開されている。活動を継続するために、国や道、民間等外部の補助金の利用やふるさと納税の観光資源保護調査以外への使用など、資金を確保する方法について検討する必要がある。また、ワールドセンターや朱鞠内湖観光推進協議会のような組織と、町の関わり方について、考えていくことが求められる。

福島ほか（2008）は、イトウの保護活動について、ある程度の釣りの自粛が求められる一方、釣り客に自粛を要請した後の監視体制や自粛効果の評価など、いくつかの課題が残っており、行政と地域の関係者、また研究者との連携した取り組みの成否がイトウの将来を大きく左右するであろうと述べている。朱鞠内湖の取り組みを、活動の課題と向き合いながら継続することで、イトウの未来を明るいものにできるのではないだろうか。

イトウは、北海道内の限られた場所にしか生息していない。したがって、朱鞠内湖のように適切に釣り場の管理がなされ、尚且つ宿泊やガイドなどのサービスが受けられる場所には、イトウを狙ってたくさんの釣り客が集まる。訪れる釣り客の多くは、1度きりではなく、何度も何度も朱鞠内湖に足を運びリピーターだ。釣り客へのルールを定め、それが守られる環境を作ることや、産卵床数調査を継続して行い、生息状況を把握した上で更なるルールの改正や状況に応じた対策を行うことで、イトウが守られる。朱鞠内湖のイトウが元気である限り、釣り客は何度もイトウの釣りを楽しむことができる。

また、釣り客がやってきて、朱鞠内湖周辺で食事や宿泊をすることで、地域経済が活性化する。釣り場の管理をするために人手が必要であることから、地域に雇用が生まれる。

希少魚を守りながら利用することは、希少魚を愛する釣り人を喜ばせるだけでなく、魚が生息する周辺地域を盛り上げ、存続させることにも繋がる。希少魚を保全しながら利用するためには、たくさんの労力、人手、資金がかかるが、それをかけるだけの価値がある取り組みであると考えられる。

5 結論

本研究は、朱鞠内湖で行われている希少魚イトウの持続的利用を目指した活動に着目し、活動に携わる人々への聞き取り調査から、活動が始まった経緯や歴史、誰がどのように関わって活動を展開しているのかについて明らかにした。NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンターと朱鞠内湖淡水漁業協働組合が協力し合って現場を管理し、訪れる釣り客へのサービスを提供しつつ、釣りをする上でのルールを定めるなどイトウの保全活動を行っている。活動の中心を担うリーダー的存在が、ワールドセンターの代表と漁協の理事を務める中野信之さんだ。大阪から朱鞠内湖へ移住してきた中野さんが、それまで管理が行われておらず、自由にイトウを釣って持ち帰り放題だった朱鞠内湖を、イトウを守りながら利用し釣り人を呼ぶ場所へと変えた。ワールドセンターや漁協、中野さんを支えるのがイトウ生態保全研究ネットワークや幌加内町役場、幌加内町観光協会であり、それぞれにキーパーソンがいる。イトウ生態保全研究ネットワークの秋葉健司さんは、環境調査技術者として朱鞠内湖の産卵床数の調査を行い、イトウを守るための知識やアドバイスを提供している。幌加内町役場の新江和夫さんは、ふるさと納税とイトウの持続的利用を目指した活動を結びつけ、そこで得た寄付金等を活動に利用するための町の規則を作るなど、資金面で活動を支えている。幌加内町観光協会の事務局を務める古屋大輔さんは、朱鞠内湖のイトウをシンボルとし、イトウを愛する釣り客向けのプロモーション活動の中心を担っている。これらの団体や人に加え、朱鞠内湖に携わる全ての団体が所属する朱鞠内湖観光推進協議会が存在する。毎年ワークショップを開催し、朱鞠内湖のプロモーションの手法や環境、イトウ保護に関することについて話し合う場となっている。話し合うだけでなく、出たアイデアのいくつかは実際に実行に移されている。

聞き取り調査で明らかになったことを踏まえ、朱鞠内湖におけるイトウの持続的利用を目指した活動の成功要因が、活動に携わる団体や人々の役割分担が明確であること、漁業権に基づく遊漁規則が存在し、それが守られる環境が作られていること、活動に携わる人々が共通して朱鞠内湖やイトウに対して「ブランド意識」を持っていること、活動の中心を担う中野さんがイトウやワールドセンターのことだけでなく地域全体を考えていることであると述べた。

一方で課題もある。活動が中野さんや秋葉さん、新江さん、古屋さんという4人のキーパーソンの方で成り立っている面があるということ、漁業法と朱鞠内湖の「イトウを守りながら利用する」という姿勢が相容れないと感じる場面があること、イトウに対し釣られることによる負荷が生じていること、町の税収が減る中で補助金を利用して活動が展開されていることを課題とした。

朱鞠内湖に生息するイトウの根強いファンはたくさんいる。リピーターとなって何度も朱鞠内湖に足を運んでくれる存在は、幌加内町にとっても大変貴重だ。地域振興にも繋がるため、今後もイトウの観光資源としての利用と保全の両立を目指した活動が続いていくことが期待される。

本研究では、昔から幌加内町に住んでいた、移住してきた中野さんを受け入れた側の方々に対して聞き取り調査を行うことができなかった。また、朱鞠内湖の取り組みを、他地域の希少魚種の持続的利用を目指した活動と比較して活動の長所や短所を明らかにすることができなかった。これらを本研究の今後の課題とする。

謝辞

卒業論文の執筆に際しまして、多くの方々のご協力を頂きました。まずは大変ご多忙の中、何度も調査にご協力頂いた、NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター代表の中野信之様に心から感謝申し上げます。そして、聞き取り調査に快く応じてくださったイトウ生態保全研究ネットワークの秋葉健司様、幌加内町役場の細川雅弘町長と新江和夫様、幌加内町観光協会の古屋大輔様、ありがとうございました。皆様から大変貴重なお話をたくさん聞くことができ、この論文を無事完成させることができました。

調査で訪問した際に素晴らしい宿泊環境と大変美味しい食事をご用意して下さったシュマリナイ湖ワールドセンターの従業員の皆様や、ワークショップの参加を快く受け入れて下さった朱鞠内湖観光推進協議会の皆様にも大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。幌加内町や朱鞠内湖で出会った皆様の優しさにたくさん助けられました。本当にありがとうございました。

また、研究や論文執筆に関し丁寧にご指導頂きました指導教官である宮内泰介先生をはじめ、ゼミにてご指導頂きました笹岡正俊先生、様々な面でサポートして下さった地域科学研究室の皆様はこの場を借りて深く感謝申し上げます。

参考文献・資料

文献

- 石川武彦,2014,「内水面の現状と課題—内水面漁業振興法制定とウナギの資源保護・管理をめぐって—」立法と調査 (35)
- 井田齊・奥山文弥,2017,『サケマス・イワナのわかる本』山と溪谷社
- 亀井まさのり,2013,『ああ、そういうことか! 漁業のしくみ』恒星社厚生閣
- 漁業組織委員会編,2009,『水協法・漁業法の解説 (十七訂版)』漁業経営センター出版部
- 芝村龍太,2003,「矢作川のひとの暮らし 2. 矢作川の変化とアユ漁の移り変わり」『矢作川研究』7: 113-130
- 新幌加内町史編さん委員会,2008,『新幌加内町史』幌加内町
- 中村智幸,2015,「レジャー白書からみた日本における遊漁の推移」『日本水産学会誌』81 (2): 274-282
- 福島路生,帰山雅秀,後藤晃,佐藤拓哉,2008,「シリーズ・Series 日本の希少魚類の現状と課題」『魚類学雑誌』55 (1): 49-55
- 矢作川漁協 100 年史編集委員会,2003,『環境漁協宣言—矢作川漁協 100 年史』風媒社
- 芳山拓,2019,『釣りがつなぐ希少魚の保全と地域振興—然別湖の固有種ミヤベイワナに学ぶ』海文堂出版
- 芳山拓・坪井潤一・松井隆,2018,「北海道の湖における希少魚を対象とした遊漁者の消費実態とその金額」『日本水産学会誌』84 (5): 858-871

資料

- 自治大学校第 2 部第 186 期政策立案演習第 3 班発表資料『朱鞠内湖のプレミアムな観光資源を活用した多面的な地域振興～絶滅危惧種「イトウ」の保護と持続可能な観光振興～』2019 年 (新江和夫発表資料)
- 朱鞠内湖観光推進協議会「シュマリ」
- 朱鞠内湖観光推進協議会,2016,「朱鞠内湖ブランディングワークショップ議事録」
- 朱鞠内湖観光推進協議会,2017,「朱鞠内湖ブランディングワークショップ議事録」
- 朱鞠内湖観光推進協議会,2018,「朱鞠内湖ブランディングワークショップ報告書」
- 朱鞠内湖観光推進協議会,2019,「朱鞠内湖ブランディングワークショップ資料」
- 朱鞠内湖淡水漁業協同組合,2017,「平成 29 年度朱鞠内湖観光資源保護調査」
- 朱鞠内湖淡水漁業協同組合,2018,「平成 30 年度朱鞠内湖観光資源保護調査」
- NPO 法人シュマリナイ湖ワールドセンター,2019,「経営状況についての資料」
- 水産庁,2008a,「溪流魚の放流マニュアル」
- 水産庁,2008b,「溪流魚の放流マニュアル 溪流漁場のゾーニング管理マニュアル資料編」
- 水産庁,2014,「内水面漁業の振興に関する法律のあらまし」

北海道総合研究機構, 2012, 「漁業権設定湖沼におけるイトウ資源の利用と維持に関する研究」

北海道総合政策部地域創生局地域戦略課, 2019, 「北海道創生ジャーナル 創る」

幌加内町, 2015, 「幌加内町人口ビジョン」

幌加内町, 2016, 「幌加内町第5次行政改革大綱（平成28年度～平成31年度）」

幌加内町, 2016, 「幌加内町第7次総合振興計画」

幌加内町, 2017, 「幌加内町公共施設等総合管理計画」

芳山拓, 2016a, 「2016年朱鞠内湖調査結果報告書（結果編）」

芳山拓, 2016b, 「2016年朱鞠内湖調査結果報告書（分析編）」

ウェブサイト（最終閲覧日はいずれも2019年12月16日）

イトウ保護連絡協議会 〈<http://itou-net.sakura.ne.jp/index.html>〉

朱鞠内湖釣り情報 〈<https://ameblo.jp/fcashumari/entry-12537987660.html>〉

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課

〈<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/itouhogo.htm>〉

北海道の自然公園と自然環境保全地域

〈<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/natureparks.htm>〉

北海道朱鞠内湖公式ウェブサイト 〈<https://www.shumarinai.jp/>〉

幌加内町ウェブサイト 〈<http://www.town.horokanai.hokkaido.jp/>〉

幌加内町観光協会ウェブサイト 〈<http://www.horokanai-kankou.com/>〉

南富良野町イトウ保護管理条例 〈<https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/itou-protection/>〉